

令和3年度

青森県すこやか福祉事業団事業計画

社会福祉法人
青森県すこやか福祉事業団

(令和3年4月1日現在)

目 次

第1	事務局（法人本部）	1
第2	障害児入所施設八甲学園	7
第3	養護老人ホーム安生園	19
第4	障害者総合福祉センターなつどまり	28
第5	青森県長寿社会振興センター	41
第6	青森県発達障害者支援センター	44
第7	ライフサポートあおば	48
第8	就労サポートセンターさつき	54
第9	特別養護老人ホームすこやか苑	60
第10	就労サポートセンターはくちょう	66

第1 事務局（法人本部）事業計画

【法人理念】

私たちは、すべての人がお互いに尊重し合い、安心して暮らしていける社会の実現を目指します。

I 事務局（総務課・キャリア支援課）

1 運営方針

当事業団は、平成19年度に青森県から独立民営化して10年以上が経過し、その間地域のニーズを踏まえた新規事業の展開により自主経営に努めてきた。

令和2年度から3か年における「青森県すこやか福祉事業団基本計画」（以下、「基本計画」という。）によって、法人の経営基盤強化を図り持続可能な法人経営方針を定めたところであるが、基本計画2年目となる令和3年度は、より具体的な経営改革を実施し、今後の事業の見通しを立てていく。

令和2年度に実施した新給与制度については、引き続き推移を確認するとともに、異動地域を限定した新たな「地域職給与制度」についても滞りなく実施できるように努める。また、人事考課制度については昇格と職員一人ひとりへの人材育成にも対応する新たな制度として、速やかな制度移行に努める。

労働力人口減少の中、人材確保の問題は福祉の業界に限らず社会全体で極めて深刻な問題となっている。令和2年度は離職者の減少に努め一定の成果が出たが、今後もこの状況が続くことから法人独自の対策を講じ、人材確保と育成、定着を見据えた組織づくりを確立するため、職場環境改善の対応強化を図る。

2 重点事項

（1）事務局総務課

令和2年度は、新給与制度への移行による人件費の増や、利用者数の減少等により、法人全体で単年度収支が赤字となり、非常に厳しい法人経営だった。

令和3年度は「基本計画」中間の年であり、より具体的に計画を実施し、先を見通した健全な経営を進めると同時に、地域職給与制度、人事考課制度等、新たな法人独自の制度や、3年に1度の報酬改定に確実に対応していくことで、法人の経営基盤の強化を図る。

① 安定した経営基盤の強化

令和2年度から3か年における「基本計画」に則って事業に取り組んでいるが、「基本計画」の2年目となる令和3年度については、より具体的に既存事業の見直しや事業の再編、建替えなどの施設整備の検討を進め、各所属と連携を密にしながら法人の経営基盤の強化を図る。

また、令和3年度は報酬改定による新しい給付費単価が適用となるため、報酬改定による法人全体の経営見通しを早期に把握し、今後の法人経営に及ぼす影響とこれまでの経営課題を合わせて、早めの対応策を検討する。

令和2年度は新給与制度への移行による一時的な人件費増等に伴い収支が赤字となった。今後数年間かけて、給与制度移行の影響による人件費の増は抑制される見込みであり、令和3年度は報酬改定の動向を見極めながら、法人全体の最終的な収支が黒字になるように努める。また、将来の施設整備等を見越し、引き続き段階的に施設

整備積立金、修繕積立金の積立計画を進める。

② 新しい人事考課制度の体制作り

令和2年度は、「能力評価基準書」によって人事評価の内容を階級ごとに求められる項目へと整理し、各階級によつての昇格評価の判断を公正、明確にした。

令和3年度からは、この「能力評価基準書」を基に、評価対象者について昇格要件を満たす者だけでなく全正職員を対象とする、新しい人事考課制度を開始する。これは、各職員が階級ごとに求められる業務内容を把握し、自己評価及び上席者の評価を基に業務の振り返りを行うことで、人材育成に繋げる制度であり、今までの昇格評価と並行して実施する。

開始にあたっては、考課者及び被考課者への制度理解の促進及び考課者の公正な評価に向けた研修を実施し、体制作りに努める。

③ 地域職給与制度の確立

新給与制度については、「頑張った人が正当に評価される給料表」を作成し、令和2年度から施行したが、さらに多様な働き方に対応できるよう、新たに地域職給与制度について令和3年度から開始する。

地域職給与制度は、総合職とは異なる給料表を適用し、選考によつて決定された職員は、異動を希望地域（青森市または平内町）限定にすることにより、職員のライフスタイルに沿った地域での勤務を可能とするものである。

これについては令和2年度中に説明会を行い、正職員及び内部登用試験において採用となる準職員にも希望を聴取し進めてきた。今後も地域職給与制度の周知を図り、職員個々の事情に対応し、働きやすい環境整備に努める。

(2) 事務局キャリア支援課

全国的に福祉人材の確保が困難となっている中、当事業団でも人材不足が大きな問題となっている。ここ数年は人材の「確保」だけでなく、「育成」と「定着」の3つを大きな柱と位置づけ取り組んできた。

令和3年度も、人材の「確保」「育成」「定着」という3つの柱を中心として、従来の手法だけではなく時代の変化に合わせた新しい手法を導入するなど、様々な取組を通して人材を確保し、長く働くことができる職場づくりを進める。

① 人材確保

新型コロナウイルス感染症を機に、従来のような大規模な集合型の企業説明会の開催が難しくなり、事業者側が学生や求職者に対して、直接法人の魅力を伝えることができる機会が減少している。今後は、オンライン企業説明会も活用し、できるだけ求職者に対してアピールする機会を増やしていく。

職員採用については、この2年間で従来の試験制度の見直しを図り、年度中途での正職員採用試験を実施するなど採用ターゲットに応じて試験制度を体系化（一般公募Ⅰ～Ⅲなど）した。

令和2年度は一般公募Ⅱ（高等学校新卒者採用枠）への応募者があり、令和3年度は28年ぶりに高等学校新卒者の職員が誕生した。今後も幅広い年代からの人材を採用する必要があることから、引き続き高等学校新卒者の採用に向けて取り組む。

平成31年度新採用者26人（内訳：一般受験等20人、内部登用6人）のうち、同年度内に6人が退職して大きな問題となった。令和2年度は、新採用者の離職0人を目標に掲げて取り組み実現したことから、令和3年度も引き続き「新規採用者の離職者0人」を目標とする。

② 人材育成

人材育成については、「青森県保育・障害福祉サービス事業所認証評価制度」において求められている取組を推進するため、令和3年度青森県すこやか福祉事業団人材育成計画に基づき計画的に研修を実施する。

令和2年度に、職員の定着を目的に採用2年目職員のフォローアップ研修を行っており、令和3年度も引き続き同研修を実施する。また、新たに採用3年目職員を対象とした研修を企画し、「採用後3年間の人材育成プラン」を体系化して人材の育成と定着を図る。

令和3年度は、県民福祉プラザの大規模修繕が行われることとなっており、研修会場の確保が大きな課題となる。大規模修繕期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえながらできるだけ各所属で小規模な研修会を複数回開催するなど、従来の開催スタイルの見直しを図り、できるだけ多くの職員が研修を受講できるようにする。

③ 人材定着

令和元年度から、外部のキャリアコンサルタントによるキャリア面談を実施してきた。令和2年度は、新任職員や採用年数などの各種条件により対象となった法人内の職員100人近くに対してキャリア面談を実施した。

令和3年度は新たに「採用3年目職員」も面接対象に含め、人材育成・定着のための「採用後3年間の人材育成プラン」と連動する形で実施する。

当事業団では、新任職員が職場に配属されると「エルダー制度」により人材育成を行う。平成28年度から始まった同制度は、すでに当事業団の「文化」として定着しているが、昨年度は内容の大幅な見直しを図り、より効果的な支援体制を構築した。「新規採用者の離職者0人」の目標達成のために、令和3年度も引き続き実施する。

④ 職場環境改善

近年、無期雇用制度や年次有給休暇の年5日の取得義務化、同一労働同一賃金制度など労働法制の急激な変化があり、当事業団でもこれらの課題に取り組んできた。

休暇の取得は、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の一つの指標とされている。このうち、法人全体の年次有給休暇の平均取得日数については、平成30年度が7.5日、年5日の取得義務化となった令和元年度が9.6日だった。令和3年度は、法人全体の年次有給休暇平均取得日数「10日」を目標とする。

育児をしながら働く職員のための「子の看護休暇」については、平成30年度は法人全体で19人（正規職員11人、非正規職員8人）が取得し、令和元年度は31人（正規職員18人、非正規職員13人）が取得した。令和3年度は、法人全体で20人の取得を目標とする。

令和2年度に、働きやすい職場づくりの一環として「傷病による職員の休業及び復職制度」や「職場の保健室制度」をスタートした。令和2年度はそれぞれの制度の利用実績があったため、令和3年度も制度を継続して「職員に身近な制度」として定着を図る。

令和2年度職場環境改善委員会では「業務の効率化と負担軽減の推進」を目的に、当事業団における「ICT（情報通信技術）の活用」について検討した。すでに取組を始めている所属もあったほか、事務局でもZoomによる所属長会議を実施するなどの取組を行った。令和3年度もグループウェアの導入やオンラインでの就職説明会への参加など、ICTを活用した新たな取組を積極的に進めていく。

3 職員の状況

職名	事務局長 (就労さつき所長兼務)	次長 (キャリア支援課長兼務)	総務課長	総務課 事務員	キャリア支援課 事務員	計
職員数(人)	1	1	1	5	2	10

※ 理事長、専務理事及びプラザ管理室職員は除く。

4 職員研修

例年であると、事務局研修計画に基づいて職員面談を行いながら本人の希望や力量なども考慮しつつ研修を受講させていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、外部研修の開催そのものが減少したため参加実績も減少した。当面、従来のようなスタイルや規模の研修会の開催が見込まれないことから、令和3年度の事務局研修計画では少ない研修機会の中からより質を重視した研修へ参加させる。

また、今後オンライン形式での研修機会が増えることから、こうした研修についても積極的に活用する。令和2年度はオンライン研修の参加実績があったが、他の職員が執務する空間でのオンライン研修は受講環境として適さないことから、令和3年度中にオンライン業務ができる環境整備を進める。

II 県民福祉プラザ受託経営事業（県民福祉プラザ管理室）

1 運営方針

当事業団は、平成18年度から5期15年にわたり県民福祉プラザの指定管理者として管理運営を行ってきた。県の公募による審査の結果、令和3年度からも引き続き指定管理者として青森県から指定され6期目に入る。これからもプラザ内に法人事務局を設置している利点を活かしながら、青森県が示す県民福祉プラザの設置目的に基づいて円滑な貸館運営を実施し、これまで同様お客様の満足度の向上に取り組み円滑な運営を行う。

令和3年度は館内防水工事などの大規模改修が実施されるため、これまでの管理運営状況を踏まえ、来館者や入居機関・団体及び県・実施業者と密な連携を図り、大規模改修が円滑に進むよう準備する。

平成30年度からは「自主事業」にも取り組んでおり、それぞれにテーマを設け複数の事業を実施してきた。令和3年度は限られた開館期間の中でも効率よく開催できるよう取り組む。

このように、これまで培ってきたノウハウや法人が持つ「強み」を活かして、さらなる成果目標の達成を目指し県民福祉プラザ管理業務を遂行する。

2 重点事項

(1) 県民福祉プラザ受託経営事業（指定管理受託事業）の安定的な運営

県民の福祉に関する情報の収集及び提供を行うとともに、県民が福祉に関して研修発表等を行い、集うことのできる施設の提供を行うことにより、県民の福祉の増進に資する活動を支援し、その他県民の福祉の増進を図る。

① 施設の使用許可に関する業務（貸館業務）

青森県県民福祉プラザ条例及び青森県県民福祉プラザ規則並びに県民福祉プラザ管理規程に基づき、適切な使用承認を行い、使用料徴収並びに県への実績報告及び使

用料納付について行う。

利用予約、使用承認、使用料徴収・保管・収納、研修室及び附帯設備・備品準備、各種撤収・事後確認、各種表示作成・掲示等に関する事務及び作業

② 施設の維持に関する業務

ア 維持管理業務（外部委託含む）

清掃業務（日常・特掃）、警備業務、施設維持管理（保守）業務（電気設備、消防設備、エレベーター等、舞台装置・音響・照明等）、植栽管理業務（外部・内部）、冬期間業務（除排雪）、夜間業務（翌日準備等）に関する事務及び作業、施設及び備品等の修繕業務

イ 管理業務

総合受付、各種電話応対、見学案内、館内放送、苦情処理、入居機関・団体連絡調整、展示コーナー等管理、光熱水費管理等に関する事務及び作業、アンケートなどによるニーズの把握及び改善

③ 成果目標

ア 有料研修室利用者数 延べ 20,000 人

イ 有料研修室利用件数 1,100 件

（工事期間である令和 3 年 7 月から令和 4 年 1 月までを除く）

(2) 県民福祉プラザ自主事業の積極的な運営

「県民福祉プラザの設置目的」及び、青森県が示している「青森県型地域共生社会」を自主事業の根幹とし、自主事業を通じて県民福祉の増進を図る。「青森県型地域共生社会」にある保健・医療・福祉の包括ケアシステムについては、入居 16 団体や地域住民と連携を取り、共生社会に向けて来館者等に対し働きかけを行っていく。自主事業の成果として、県民福祉プラザを多くの県民に知ってもらい、福祉の拠点として確立していく。

① 実施内容

ア 「県民福祉プラザ新春将棋まつり」、「各種教室」のイベントを主催

「頭と体の健康教室」や「ヨガ教室」などプラザ主催のイベントを通じて地域住民を始め、高齢者世代や親子世代など世代間交流の場を提供し充実を図る。

イ エントランスホールのにぎわいづくり

エントランスホール内に、デジタルサイネージ広告の設置や障害者アートや写真パネルの設置などによりにぎわいづくりを創出し、県民福祉プラザの利用促進に繋げる。

来館者が多い日には、県内就労支援事業所による出店を実施し、障害のある方もない方もお互いに関わり合いながら協力しあって活動できる場を提供する。

ウ 講演会の開催

当事業団の各所属が有する福祉のノウハウを活用し、外部から講師を招聘して、県内福祉施設関係者、教育関係者、家族を対象にした講演会を開催し、県民の福祉に関する理解を深める。

② 成果目標

ア 利用者数 健康教室 200 人、ヨガ教室 80 人、将棋大会 80 人、講演会 200 人

イ 利用件数 エントランスホール出店 10 件

ウ 売上額 898,000 円（教室等参加費・広告料など）

(3) 福祉機器展示コーナーの充実と活用

令和元年度から福祉機器展示コーナーの展示物入替えを強化してきた。これまで県内外 19 社の企業の協力を得て、介護用電動ベッドや介護おむつ、マットレスなどを入れ替え、入浴補助リフトや介助用ロボットスーツを新規に導入し、来館者に最新の福祉機器に触れてもらえるよう充実を図った。

令和3年度も引き続き福祉機器展示コーナーの充実を図るとともに、医療介護分野の研修での活用や、県内小中学校の校外学習の取組として取り入れていただけるよう周知し、利活用の場を広げていく。

(4) 新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症への対策はこれまでも重点的に実施してきたところであるが、令和3年度は館内入口にサーマルカメラを導入し感染拡大防止対策を行うほか、館内研修室に Wi-Fi 環境を整備することでオンライン研修やリモートワークに対応した環境を提供する。

そのほか、国が提示している業種別ガイドラインの遵守事項を徹底し、県民福祉プラザから新型コロナウイルスの感染を拡大させないよう予防策を講じる。

3 職員の状況

職名	室長	事務員	夜間事務補助員	計
職員数(人)	1	5	2	8

4 職員研修

現在、福祉用具専門相談員がおらず、専門的知識を有した職員を配置できていない。福祉機器展示コーナー等での相談業務の充実を図るためにも、資格未取得者には取得を推奨し、全体のレベルアップを常に目指す。現在は福祉用具専門相談員指定講習が青森県内で実施されておらず、近県もしくはオンラインでの開催があれば受講する。

また、自主事業を実施するにあたり、県外の公共施設における同様の取組状況を調査し、自主事業実施に必要なノウハウを習得するための研修を計画的に受講させることで、職員のスキルアップを図りサービスの質の向上につなげる。

研修参加については新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、大都市における開催の場合はできるだけオンラインで参加できる研修を選択する。

第2 八甲学園事業計画

【基本理念】

- 1 利用者の尊厳の尊重
利用者の人権を尊重し、利用者一人ひとりを大切にされた適切な支援を提供します。
- 2 自立支援
利用者の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、社会との接点を大切にしながら支援します。
- 3 安心・安全な生活
利用者や家族が安心して、安全に生活できるよう支援します。
- 4 地域との連携
共生・共助の地域づくりに貢献します。

【基本方針】

- 1 利用者の基本的人権が、あらゆる支援の中で保障されるよう支援します。
- 2 自立した日常生活・社会生活を送れるよう、利用者の心身の能力や特性に配慮し支援します。
- 3 利用者が安心して豊かな生活を営めるよう、一人ひとりの思いに寄り添い支援します。
- 4 地域に密着した活動を行い、利用者、家族、地域社会から信頼される施設運営を行います。

1 運営方針

八甲学園の運営にあたっては、基本理念のもと、利用者の尊厳の尊重、利用者の有する能力に応じ、健やかな成長ができるよう、また、地域社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者や家族等の思いに寄り添い、利用者、家族、地域社会から信頼される施設運営をしてきた。しかし、少子化や在宅福祉サービスの充実、行政からの措置ケースの減少等の要因から定員縮小を進めており、18歳以上の利用者入所支援についても、国の指針による成人施設移行の流れに沿いながら、入所支援の今後のあり方や方向性を安定的なものとするため、令和3年度の定員を令和2年度の14人から10人に縮小して事業運営する。併せて、地域住民の福祉ニーズの把握や学校、関係機関・団体との連携に努めながら、通所事業、共同生活援助事業における利用者獲得や利用率のアップ等に努め、建物の老朽化も含めた八甲学園全体のあり方や方向性を検討していく。

また、働きやすい職場づくりの取組として、年次有給休暇取得の促進や時間外労働の削減、管理職やエルダーとの面談を含め、職場での話しやすい環境づくりに努める。

地域の社会資源としては、新型コロナウイルス感染症の状況を見定めながら、地域や関係機関と連携し、引き続き良質な福祉サービスの提供、地域のセーフティネットとしての役割を果たしていく。

2 職員の状況

	園長	課長	主任	副主任	支援員	看護師	栄養士 調理員	事務員	世話人	運転員 当直員	合計
園長	1										1
総務課		1		1		1	1	2		4	10
こども 支援課	入所		1	2	6						10
	デイ				6						6
地域支援 第一課	生活		1	2	10	1					15
	相談			1	1	1					3
地域支援 第二課	就労		1	1	7		2				11
	GH			1	10				13		24
合計(人)	1	4	6	5	40	2	3	2	13	4	80

(嘱託医及び嘱託職員は含まない。)

3 職員研修

新任職員育成研修プログラムほか、年間研修計画（法人内研修や施設内外の研修）に基づいた研修を実施し、職責や職務に沿った人材育成に努め、職員全体の資質向上及び専門的な知識と支援技術の修得を図る。

また、利用者の人権・生命を守るために、虐待・権利擁護・コンプライアンス・危機管理（救命救急、防犯、防災等）に関わる研修の充実を図る。

4 行事

(1) 年間行事

月	全体	こども支援課	地域支援第一課	地域支援第二課
4月	・全体会議	・県民福祉プラザドライブ 外出	・保護者懇談会（生介）	・事業所説明会(B) ・交通安全教室(GH)
5月	・横内清掃ボランティア ・平内清掃ボランティア ・地域防災懇談会 ・苦情解決協議会	・保護者懇談会 ・児童月間（端午の節句） ・春花見外出 ・横内清掃ボランティア ・粗大ごみ排出	・横内清掃ボランティア	・花見(B) ・横内清掃ボランティア(B) ・避難訓練（風水害想定）(GH)
6月	・大掃除 ・夜間総合避難訓練 (地域防災協力隊参加)	・大掃除ウィーク(2週間) ・掃除お疲れ会		・事前散策(B) ・利用者の会「はっぴい」レクリエーション(GH)
7月	・なつまつり	・なつまつり ・デイサービス参観週間 ・GHサロンの見学外出	・なつまつり ・避難訓練（生介）	・なつまつり ・北蛸沢町会ねぶた参加(GH)
8月		・招待ねぶた観覧 ・7日ねぶた観覧 ・ラッセ観賞 ・夏休み全体外出 ・夏休みプール外出	・大掃除（生介）	・カラオケ大会(B) ・利用者の会「はっぴい」レクリエーション(GH)
9月	・合同研究発表会	・なつどまり見学ドライブ 外出		・温泉浴(B) ・障害者就職面接会参加(B) ・あおもりホット音楽祭(GH)
10月	・総合消防訓練	・障害者スポーツ大会 ・紅葉狩りドライブ外出	・避難訓練（生介）	・収穫祭(B) ・利用者の会「はっぴい」旅行(GH)
11月		・児童による自主イベント (児童の会補佐)		・ボウリング大会(B) ・避難訓練（火災想定）(GH)

12月	・大掃除	・クリスマス会 ・大掃除ウィーク(2週間) ・掃除お疲れ会 ・年越しそば会	・大掃除(生介) ・忘年会(生介)	・忘年会(B)
1月		・新年会 ・冬休みスケート外出		・初詣(B) ・利用者の会「はっぴい」新年会(GH)
2月		・節分		・水族館見学(B)
3月	・苦情解決協議会	・ひなまつり ・さようなら会	・慰労会(生介)	・慰労会(B)

(2) 定例行事

内 容	回数等
・散髪	概ね隔月1回
・体位測定	毎月1回
・苦情相談受付(第三者委員)	毎月1回
・避難訓練	毎月1回
・総合避難訓練	年2回
・精神科相談日	毎月2回
・誕生会	毎月1回(誕生者がいる月)
・スタッフ会議	毎月1回
・学校連絡会	第二養護学校と毎月1回
・児童の会	概ね毎月1回

5 健康管理

- (1) 令和2年度に引き続き、園内全事業所において各種感染症予防対策はもとより新型コロナウイルス感染予防対策を徹底するとともに、感染発生時の対応に万全を期し、利用者の健康を守る。
- (2) 入所児童については体位測定(月1回)や健康診断(内科:年2回、歯科:年2回等)を定期的実施し、健康状態を的確に把握する。
- (3) 嘱託医、学校、家庭、GH等との連携を強化しながら、疾病の早期発見及び早期治療に努める。

6 安全・防災管理

利用者が安全で安心した快適な生活が送れるよう防災・安全管理対策として次の事項を実施する。

- (1) 年2回総合防災訓練、月1回避難訓練の実施。また、GHは年2回火災・地震・風水害等を想定し実施。
- (2) 防災担当者による自主点検及び法定点検の実施。
- (3) 年1回地域住民(八甲学園地域防災協力隊)の協力による夜間避難訓練の実施。

7 ボランティア・実習生の受入れ

- (1) ボランティアの受入れについては、地域社会とのつながりや相互理解、施設運営の活性化とともに、福祉の担い手の育成を目指し積極的に取り組む。令和3年度も青森市社会福祉協議会等関係機関と連携しながら啓蒙に努めていく。
- (2) 実習生の受入れに当たっては、次世代の施設職員を養成するという人材育成の観点に立ち、真摯な対応に心掛け育成の一助となるよう受け入れる。

8 地域との連携

- (1) 地域に開かれた施設として、施設運営に関してもさらに地域住民と連携し、地域との交流促進により福祉ニーズの把握に努める。また、障害者の理解と社会参加促進に努めながら、共生・共助の地域づくりの推進に努める。
- (2) 青森市との福祉避難所確保の協定に則り、災害時に八甲学園に福祉避難所を設置し、要援護者の方々に対し支援を行う。
- (3) GH利用者のうち、一定期間経済的支援が必要な方に対して、負担軽減等の実施など社会貢献活動の推進に努める。

I こども支援課

【児童入所支援】

1 運営方針

- (1) 児童福祉法、障害者総合支援法、その他関係する法令等に基づき、入所児童一人ひとりが人間としての尊厳を守られながら、心豊かで健やかに成長し、地域社会の一員として自己の能力や特性に応じた暮らしができるよう、多様なサービスを提供する。
- (2) 18歳以上の入所利用者に対しては、障害者総合支援法に基づき、個々の能力や特性に応じた成人サービスに移行できるよう支援を行う。
- (3) 強度行動障害のある障害児に対して、障害特性に応じた専門的な支援を行い、行動障害の軽減に取り組むと同時に、職員の養成を進める。
- (4) 事業規模を含め、効率的な運営を行い、今後のあり方について、より安定した経営基盤を構築する。

2 重点事項

- (1) 人権擁護・虐待防止
児童の人権を擁護することで障害者虐待や児童虐待及び不適切な支援を防ぐことを目的に、支援やマニュアルに基づき適切に実施する。
- (2) 安定運営の定着化
令和2年度に検討した一定の方向性に基づき定員縮小をし、今後の安定的な運営を目指す。そのために、18歳以上の入所支援利用者の退所移行を継続できる支援を定着させる。
- (3) 行事と予算の見直し
児童の成長・発達に係る経験獲得のための活動には、人員配置及び経験等の難しい点が多いため、社会体験と定例行事に係る支援内容を変更し、試行していくとともに、コロナ禍における活動対策も打ち出していく。

3 事業概要

(1) 福祉型障害児入所施設

- ① 定員 10人
- ② 概要

学校や関係機関と連携しながら、入所児童の健全な成長・発達を目指した生活支援を行うとともに、将来の生活に必要な身辺自立及び社会自立に向けた支援、移行支援を実施する。また、強度行動障害児童へは指導訓練を、被虐待児童へは心理ケアと心理療法等を実施する。

③ 支援目標

- ア 児童の人権を尊重し、心身ともに豊かな生活が送れるよう支援する。
- イ 児童の発達段階・状況に応じ、日常生活に必要な基本的な生活習慣の伸長に向けた支援を行う。
- ウ 児童が安全に安心して心豊かに暮らせるよう、家庭的な生活環境を整備し、児童の健康管理に留意する。特に衛生面については、徹底して取り組む。
- エ 児童のニーズを的確に把握するとともに、個別性に配慮した支援計画に基づくサービスを提供する。
- オ 個々の児童の意向や課題を踏まえた支援計画に基づき、家庭、学校、医療及び

関係機関との連携を図りながら必要な支援を行う。

カ 強度行動障害と判定された児童に対しては、医師や看護師、心理士等とも連携し、専門的な統一した支援を行い、行動障害の軽減に取り組むと同時に、職員の人材育成、技術習得をもとに支援の定着化を図る。

キ 被虐待児童への心理的ケアと支援の充実を図るため、当該児童に心理療法（心理検査、プレイセラピー、SST等）を実施する。

ク 地域交流を交えつつ地域の社会資源を活用し、個々に応じた自立生活ができるよう社会性の向上と社会参加の促進を図る。社会体験等については計画に基づき実施し、その他児童から要望のあった行事等については、必要に応じて検討する。

ケ 社会貢献人材育成の一助とするべく、実習生の経験と道程となり得る受入れ対応・カリキュラムを組み提供する。

(2) 経過的施設入所支援事業

① 定員 福祉型障害児入所施設利用児童と合わせて10人

② 概要

18歳以上の入所利用者について障害者総合支援法に基づく昼夜を分離した障害福祉サービスを活用した支援を実施するとともに、入所利用者のニーズに合わせた成人期福祉サービス等への移行へ向けて、相談支援事業所及び関係機関と連携支援を行う。

③ 支援目標

ア 円滑に障害福祉サービスに移行できるよう、本人の意向を尊重しながら、相談支援事業所、他関係機関と連携して可能な限り速やかに移行支援を進める。

イ 個々の能力に応じた自立した日常生活ができるよう、地域の社会資源を活用し社会性の向上に努めるとともに、地域生活または成人の福祉サービスへの移行を踏まえた支援を行う。

ウ 利用者が安全に安心して心安らかに暮らせるよう生活環境の整備と家庭的な施設運営を行う。

エ 利用者のニーズを的確に把握するとともに、個別性に配慮した支援計画に基づき、家庭、医療及び関係機関と連携を図りながら必要な支援を行う。

オ 利用者の人権を尊重し、心身ともに豊かな生活が送れるよう支援する。

(3) 短期入所事業（空床型）

① 定員 空床数による

② 概要

要予約とし、障害児・者を介護されている家族の方が、病気、出産、冠婚葬祭、行事等の理由により一時的に介護ができなくなった場合に、欠員及び入所児童の帰宅等により空いた居室を利用し、宿泊を伴う生活支援を提供する。

③ 支援目標

ア 障害児・者が安全に、安心して過ごすことができるよう環境を設定し、健康状態に配慮する。

イ 家族の要望にできるだけ添えるよう、家族や関係機関等と相談・連携しながら支援を行う。

【デイサービスセンターはっこう】

1 運営方針

- (1) 児童福祉法、障害者総合支援法、その他関係する法令等に基づき、通所児童一人ひとりが人間としての尊厳を守られながら、心豊かで健やかに成長し、地域社会の一員として自己の能力や特性に応じた暮らしができるよう、多様なサービスを提供する。
- (2) 強度行動障害がある障害児に対して、障害特性に応じた専門的な支援を行い、行動障害の軽減に取り組むと同時に、職員の養成を進める。
- (3) 事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて創意工夫を図り、支援の質の向上のための取り組みを行う。

2 重点事項

- (1) 安定した支援の提供
今後増加が見込まれるASD、ADHD等の神経発達障害（重度知的障害を除く）児童のニーズに見合ったPECS等支援システムの提供と、職員育成を実施する。
- (2) 支援体制の検討
年代別児童受入れ曜日、職員配置体制、環境等を検討し整え、効率的な運営を行う。利用率については、100%以上を目指す。

3 事業概要

- (1) 定員 10人
- (2) 概要

学校通学中の在宅児を対象とし、平日の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上や将来自立した生活を送るためのトレーニング、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を継続的に提供し、学校教育と連携しながら障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。

- (3) 支援目標
 - ① 一人ひとりのニーズ・特性・発達段階・環境に合わせた支援計画による支援を確立し、安定した支援を継続する。
 - ② 余暇支援・運動プログラム・自立支援・コミュニケーション支援を通して、成功体験を積み上げ、自己肯定感を高められるよう支援する。
 - ③ 基本的日常生活動作や自立生活に必要なスキルの向上を図り、将来を見据えた支援を行う。
 - ④ 利用児童のより良い成長、発達を促すため、家庭・学校及び支援機関と連携した支援の継続を図る。

Ⅱ 地域支援第一課

【生活介護事業所はっこう】

1 運営方針

生活介護事業所では精神疾患・身体障害・自閉スペクトラム症・強度行動障害の利用者の障害特性に応じ、本人にとってわかりやすく生活しやすい環境設定を行うとともに、自信を持って取り組める日中活動の提供・身体機能の向上に向けた支援を行う。

2 重点事項

(1) 支援の充実と効率的な運営

環境の変化や体調等の様々な要因により欠席が多くなる利用者の状況を見据え、利用者の障害特性及び状態変化によるニーズ把握を行い、一人ひとりの特性に合わせた活動と個別化された支援を提供する。利用率については90%以上、年間収入10%アップを目標とする。

(2) 特別支援学校との連携強化

特別支援学校（第二養護学校・第一高等養護学校）との連携を強化し、積極的に実習生を受け入れ、アセスメントを丁寧に行い、令和4年度の新規利用受入れにつなげる。

(3) 研修参加等による支援の質の向上

障害支援区分5以上で発達障害・強度行動障害の利用者が多く、利用者の障害特性に合わせた支援技術が必要であるため、コロナ禍の状況を見定めながら外部研修を活用するほか、リモートによる研修受講にも対応する。職員の知識習得とスキルアップのための研修に関する情報収集を強化するとともに、職員研修計画と連動し、OJT、OFF-JTを継続する。

3 事業概要

(1) 定員 20人

(2) 概要

主に障害支援区分5以上の障害の重い方・発達障害の方を対象に、日中活動の提供、日常生活スキルの向上に必要な機能訓練を実施する。

また、環境や活動内容を工夫し、利用者の持っているスキルを活かした生産活動、請負作業を行うほか、創作・余暇・運動・園芸・レクリエーションの活動プログラムを組み日中活動の充実を図る。

(3) 支援目標

- ① 利用者の障害特性に合わせた環境設定を行い、柔軟で自立的な活動ができるような視覚的支援、コミュニケーション支援を行う。
- ② 利用者一人ひとりの身体機能や障害特性、個別のニーズ等に基づいた個別支援計画を立案・実施し、本人が達成感と成功体験を積み重ねられるようにする。
- ③ 軽作業（リサイクル、園芸活動等）を実施し、日中活動の充実を図る。
- ④ 毎月、創作活動・調理・音楽やダンス・ゲーム活動・アニマルセラピー・園外活動等のレクリエーション活動を実施し、余暇と地域活動の充実を図る。
- ⑤ 利用者のサービスを円滑に行う上での関係機関、家庭との連携を強化する。また、園内他事業所と連携し、他事業所の機能を活用できるよう取り組む。

【相談支援事業所あおば】（指定特定相談支援、障害児相談支援）

1 運営方針

利用者や家族が置かれている環境やニーズ等に応じた障害福祉サービス等をご利用いただくために、総合的な相談支援を行う。また、多様なニーズに応える包括的なサービス等利用計画を立てるために、地域の社会資源の開発を図り、行政や関係機関等と連携していく。

2 重点事項

(1) 質の高い相談支援の提供

業務マニュアルの整備等を行い、相談支援の質の向上とOJTの実施に繋げる。

(2) 人員配置を含めた効率的な運営の試行と事業の方向性の確立

適正な契約者数への調整を行い、効果的かつ効率的な人員配置及び相談支援事業の方向性を確立する。

3 事業概要

(1) 概要

① 障害者や障害児等が障害福祉サービスや障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

② 障害者等の福祉に関する全般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報（障害福祉サービス等）の提供及び助言を行う。

(2) 支援目標

① 利用者の人権尊重を基本とし、利用者や家族の意向や選択を尊重しながら、利用者一人ひとりの能力、適性、ニーズ等に基づいたサービス等利用計画の作成を行う。

② 地域又は関係機関との信頼関係を深め、連携を密に行う。

③ 利用者や家族が地域で安心して生活するために、権利擁護及び社会資源を活用するための助言、指導を行う。

④ 研修等への積極的な参加と自己研鑽に努め、相談支援専門員の資質の向上に努める。

Ⅲ 地域支援第二課

【就労継続支援B型事業所はっこう】

1 運営方針

就労継続支援B型では、より魅力ある、選ばれる職場環境を整備し、個々の利用者の働く力に主眼をおいた支援を行うとともに、工賃向上のため、効率的かつ安定的な事業運営を行う。

2 重点事項

(1) 支援の充実と高い利用率の維持

利用者の強みを伸ばす支援、安全・快適な作業環境の提供、余暇支援の充実により「通所したい」と思える事業所づくりに努める。現状の100%を越える高い利用率の維持を図る。

(2) 作業班の効率的な運営体制の検討

作業班(リサイクル班、ショップ班)について、高齢化や利用者構成も考慮しながら、より効率的な運営に向けた体制を検討する。

(3) 利用者工賃の水準維持

令和3年度はショップ班「こだわりの店『つぼみ』」を展開する県民福祉プラザの大規模修繕が予定されており、ショップ班収益の大幅な減収が見込まれることから、その他の作業内容を精査し収益増を図ることで、現状の利用者工賃の水準を維持する。

3 事業概要

(1) 定員 20人

(2) 概要

一般就労が困難な方々に対して、生産活動の場を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。また、余暇支援では利用者のニーズに応じた様々な活動を企画し、利用者にとって参加しやすい環境を整え実施する。

(3) 支援目標

- ① 利用者一人ひとりのニーズに即した支援計画に基づき、強みを伸ばし、働く喜びを実感できる支援を行う。
- ② 安全・快適に作業ができる環境を提供する。
- ③ 余暇活動の充実と社会参加の促進を図る。
- ④ 地域や関係機関等との連携を強化し、共生・共助の地域づくりに貢献する。また、事業所の機能を活かし、園内他事業所に作業見学・体験等の機会を提供し、連携する。

(4) 生産活動

① リサイクル班

青森市内の企業等から提供を受けた有価資源物の回収作業や分別及びプレス加工作業を行う。

八甲学園における一般清掃業務や企業等からの受託作業(青森市公園管理、県民福祉プラザ植栽管理、ペットボトルキャップ選別)等を行う。また、八甲学園敷地内畑での野菜作りを行う。

② ショップ班

県民福祉プラザで展開する「こだわりの店『つぼみ』」において、ランチの提供を

行う。県民福祉プラザ改修期間においては、入居機関・団体へのランチ提供を主とする。共同受注窓口事業を運営し、当事業所を含む県内就労事業所等の商品販売を行う。

【共同生活援助事業所サンハウス】

1 運営方針

共同生活援助事業所では、利用する入居者が社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、社会資源の活用や地域の協力を得ながら支援を行う。

2 重点事項

(1) 世話人の支援の質の向上

利用者が安心して生活できるよう、継続して支援の質の向上に努める。世話人の研修参加の機会を多く作り、OJT、OFF-JTに力を入れるとともに、GHごとの業務マニュアルの必要に応じた見直しと効果的活用を図っていく。

(2) 効率的な運営

定員を令和2年度の55人から53人へ縮小し、入居者の対人関係やニーズ、環境等を再考慮した大幅な入替えを行うことにより、おくのハウスの大規模住居等減算を解消の上、入居率100%を目標とすることで効率的な増収を図る。

(3) GHの老朽化による移転及び物件の情報収集・選定の継続

特に老朽化の著しいGH2棟について、1棟の速やかな移転を行い、残る1棟についても移転先物件の情報収集・選定を継続して行う。

3 事業概要

(1) 定員 53人

No.	名称	定員	場所	備考
1	サンハウス	6人	緑	一戸建て
2	第二サンハウス	5人	蛭沢	一戸建て
3	第三サンハウス	5人	新城	一戸建て
4	第五サンハウス	5人	幸畑	アパート形式
5	旭ハウス	5人	大野	一戸建て
6	第六サンハウス	5人	桂木	一戸建て（令和3年4月移転予定） ※旧うとうハイム（古館）
7	第二うとうハイム	5人	筒井	アパート形式
8	おくのハウス	7人	奥野	一戸建て
9	紅葉ハウス	5人	新城	一戸建て・夜間支援体制
10	第二紅葉ハウス	5人	新城	一戸建て・夜間支援体制
		計 53人		

(2) 概要

利用者が地域で自立した生活を送るための拠点となる、共同生活を営むべき住居において行われる相談、食事の提供や金銭管理、健康管理、その他の必要な日常生活上の援助を行う。

(3) 支援目標

① 利用者の主体性を尊重し、意思やニーズに応じたサービスを提供する。

- ② 利用者が地域社会の一員として安心して生活できるよう、就労先や日中活動の場、相談支援事業所、市町村等の各種関係機関と連携し支援を行う。
- ③ 利用者の心身の状態を通院状況や健診結果から把握し、医療機関等との連携に努め、健康管理に配慮する。
- ④ 食事提供において、栄養士監修によるバランスのとれたメニューの提供を行い、各グループホーム間のサービスの質の平準化と利用者の食事に対する満足度向上を図る。
- ⑤ 防災計画に基づいた避難訓練を実施し、火災・風水害を含む各種災害への意識を高め、安全対策に取り組む。
- ⑥ コロナ禍の状況を見定めながら、利用者の会「はっぴい」やあおもりグループホーム連絡協議会等の活動を通じて余暇活動の充実を図る。
- ⑦ 見学・体験利用の受入れを積極的に行い、希望者に対し情報提供を行っていく。

第3 安生園事業計画

【基本理念】

利用者の人権や意思を尊重し、健康で潤いと生きがいのある生活ができるよう真心を持って支援します

【基本方針】

- 1 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を行います。
- 2 個々の利用者が有する能力に応じて、自立した自分らしい生活を送れるよう支援します。
- 3 明るく家庭的な雰囲気有し、笑顔あふれる施設づくりに努めます。
- 4 利用者・家族・地域との結び付を大切にし、信頼される施設運営に努めます。
- 5 地域貢献など時代のニーズに即した事業展開に努めます。

1 運営方針

- (1) 「養護老人ホーム安生園」、「ヘルパーステーションあんじょう」、「居宅介護支援センターあんじょう」の3事業所が連携強化し、関連する市町村・地域包括支援センター・医療機関等との連携を密にし、利用率向上を図り安定的経営基盤の確保を目指す。
- (2) 利用者支援にあたっては、各種法令及び当事業団の職員倫理綱領を遵守するとともに、安生園の基本理念及び基本方針に基づき、常に利用者一人ひとりの意思や人格を尊重した支援に心がけ、安心かつ充実して暮らせる施設運営を目指す。
- (3) 社会福祉士・介護福祉士取得に向けた実習と学校教育等の体験活動を積極的に受け入れ、福祉職の魅力と発信するとともに、魅力ある職場作りに取り組み、人材確保と育成を目指す。
- (4) 隣接する「特別養護老人ホームすこやか苑」と災害時や感染症発症時等の協力体制を図るとともに、すこやか苑の有する機能を活用するなど、利用者の安全確保等に努める。

2 重点事項

- (1) 安定的経営基盤の確保（安生園、ヘルパーステーション、居宅介護支援事業）
安定的な経営基盤を確保するため、新規利用者の獲得を目指す。
- (2) 住環境整備の推進（安生園）
既存施設において、利用者が快適に生活していただけるよう住環境整備の推進を図るとともに、改築に向けた関係機関への働きかけを継続する。
- (3) 感染症対策の強化（安生園）
個別契約型施設の特徴を踏まえ、訪問介護事業所等の外部サービス利用も念頭に置いた、感染予防の徹底と安全確保を目指す。
- (4) フレイル予防の実施（安生園）
フレイル予防を取り入れ、利用者の活力ある生きがいづくりを目指す。
- (5) 非常災害への強化（安生園）
非常時の災害に備え、炊き出し訓練、水害や火災避難訓練を実施し有事に備える。

3 職員の状況

所 属	養護老人ホーム	訪問介護等事業所	居宅介護支援事業所	計
職員数 (人)	25	12	4	41

I 養護老人ホーム「安生園」

1 運営方針

- (1) 安定的な経営基盤を確保するため、市町村、地域包括支援センター等との連携を図り新規利用者の獲得を目指す。
- (2) 利用者支援にあたっては、利用者の権利擁護と意思決定を尊重した上で個々の支援計画に基づき、快適な生活が送れるよう居住環境の整備、感染症の罹患予防、生きがいの創出、リスクマネジメントの強化、虐待防止などに留意して支援に努める。
また、利用者が自立した生活を営むことができるよう介護予防体制を整えるとともに、要支援又は要介護状態になった際は、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所他と連携しながら利用者の生活支援を推進する。
- (3) 利用者の高齢化に伴う介護支援の漸増、ニーズの多様化（虐待、触法等）に対応した職員研修の充実と、人材の育成に努める。
また、実習生・ボランティア、中・高校生による職業体験学習を積極的に受け入れ、福祉事業への啓発に努める。
- (4) 当園が地域福祉を担う存在として地域住民に認知されるように、地域交流、施設機能の開放などのほか、青森市福祉避難所としての被災者受入れなど、地域との連携を深めながら地域貢献活動の基盤整備に努める。

2 重点事項

- (1) 安定的経営基盤の確保
安定的な経営基盤を確保するため、安生園利用者発掘に向けたPRチラシを青森市全域の公営住宅にポスティングするほか、地域包括支援センター、東青地区の市町村を中心に訪問し、養護老人ホームの周知を図り安定した利用者の獲得を目指す。
- (2) 住環境の整備
既存施設の長寿命化や部分的改修、付帯設備の修繕など高額な費用を要するものについては継続して積立を目指すとともに、利用者の住環境の整備に重点を置いた居室リフォームを随時実施する。
築37年が経過し、老朽化が目立ち改築を要する時期を迎えているため、自主財源を確保するとともに、公的補助金の活用に向けて、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画」に養護老人ホームの施設整備を組み入れてもらうよう、青森市に働きかけを継続する。
- (3) 感染症対策の強化
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染症対策をより一層強化する。
また、施設の特徴を踏まえ、訪問介護事業所等の外部サービス利用も念頭において関係機関等との情報の共有など、より細かな体制を整え安全確保に努める。
- (4) フレイル予防の実施
安生園の入所者が自主的で生きがいを持ち、いつまでも元気に生活できるよう、「フレイル予防」に注目し、利用者個々の身体機能、認知機能、生活機能の特性を分析し、総合的に取り組んでいく。
- (5) 非常災害対策の強化
非常災害計画に基づき、多発する自然災害、水害・土砂災害、火災等の災害に備え、利用者の安全安心を第一に、全職員が対応できるように取り組む。
- (6) 口腔ケアの充実

利用者の口腔衛生の状態を把握し、介助が必要な利用者については、継続した口腔ケアに取り組むことで、心身の健康維持とQOLの向上を目指す。

3 事業概要

(1) 事業名 養護老人ホーム

(2) 定員 100名

(3) 概要

老人福祉法に基づき、原則として65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において一人で生活することが困難な方を養護するとともに、社会活動に参加するために必要な支援及びその他の援助を行う。

(4) 支援目標

① 自立した生活形成に向け、利用者個々の意向と状態を把握し、長く生活できるよう適切な支援につなげる。

② 安全対策として、交通安全教室及び防災訓練等を通して防災意識の徹底と安全対策の充実を図る。

また、利用者健康管理に努め健康診断及び歯科検診、予防接種等を通し、疾病の予防、早期発見・治療に努め、口腔衛生や手洗い等の励行による感染症予防等日常の保健衛生意識の向上を図る。

③ 生きがいづくりと、余暇活動の充実を図り、個々の希望にできる限り添えるよう園内外活動や、クラブ活動の充実、自治会活動・懇談会等を通じて主体性を発揮できるような環境作りに努める。

特に、昨今の新型コロナウイルス感染により、利用者の行動に自粛を求めざるを得ない状況にあり、小規模な余暇活動等に取り組む。

④ 利用者の生活圏を広げ、地域の一員として自立した生活が送れるよう、町内会活動等に参加し交流を図るとともに、地域の社会資源の有効活用を進める。

⑤ 苦情解決事業による利用者の日常的な状況把握と意見傾聴のため、相談・意見箱の設置及び顧客満足度調査を実施し、利用者の権利擁護の推進に努める。

4 職員の状況

職名	園長	総務課長	栄養士	看護師	事務員	専任当直員	嘱託医	計
人数	1	1	1	2	2	3	2	25
職名	高齢者支援推進監 (主任生活相談員)	高齢者支援課長 (生活相談員)	生活相談員	支援員 (主任支援員)	支援員	業務補助員		
人数	1	1	2	1	6	2		

5 職員研修

利用者支援にあたり、福祉の専門職として質の高いサービスを提供するため職員の資質向上と、より高度な専門的知識や支援技術の取得に努めることを目的に、研修委員会において職場内外の研修を計画的に実施し人材の育成及び離職防止に努める。

また、認知症ケア・困難事例研修会等に参加し利用者支援の向上を図るほか、施設従事者による高齢者虐待について研修会を開催し組織的に虐待防止に努めていく。

6 行事

(1) 年間行事

月	園内	地域交流
4月	自治会総会（転入・新任職員紹介） 観桜会	
5月	交通安全教室（青森警察署）	虹ヶ丘町会交流（街路花植え）
6月	夜間想定防災訓練・防災教室	地域交流懇談会 地域老人クラブ交歓輪投げ大会
7月	地域防災協力隊合同夜間防災訓練 納涼夏祭り	虹ヶ丘町会夏祭り参加
8月	ねぶた祭観覧（招待・夜） ねぶた祭観覧・食事会（7日） 盆墓参	
9月	敬老会 炊出し訓練・水害等防災訓練	
10月	レクリエーション大会	虹ヶ丘町会交流（清掃等）
11月	文化祭	
12月	年忘れお楽しみ会	
1月	新春お楽しみ会	
2月	節分豆撒き	
3月	物故者慰霊祭 転出職員紹介	

(2) 定例行事等

利用者対象	職員対象	回数
各寮懇談会 第三者委員相談 音楽療法 転倒予防体操 3B体操 チェアヨガ ※「フレイル予防」総合的取組	給食会議 厨房会議 全体会議 支援課会議	毎月1回
出張販売（食品・日用品・催事・ク リーニング等）		毎月 1～4回
理美容（有償） ビデオ音楽鑑賞及び映画鑑賞		毎月2回
生きがい支援 交流活動（町内除草・慰問等）	個別支援会議 将来構想委員会（改築等検討） リスクマネジメント委員会 入所検討会議 研修委員会 虐待防止委員会・身体拘束委員会 フレイル予防委員会	随時
市内遊覧		年4回

リフレッシュ日帰り旅行		年1回
広報「ひびき」発行	広報・ホームページ委員会 サービス評価委員会	年4回
自治会代表者会議	感染症対策委員会 苦情解決協議会	年4回
コーヒーサロン（二高養）		年3回
園内大掃除	全員	年2回
環境整備（網戸清掃・除草等）		随時

(3) クラブ活動

クラブ名	回数	クラブ名	回数	クラブ名	回数
茶 道	毎月1回	書 道	毎月1回	相撲星取り	年6回
華 道	毎月1回	園 芸	随 時	カラオケ	毎月2回

7 健康管理

利用者一人ひとりの健康状態を把握し疾病の早期発見に努め、身体的・精神的に健康で安定した生活ができるように年間計画に基づき実施する。

【年間保健衛生実施予定表】

月	内 容	月	内 容
4月	春の定期検診 新型コロナワクチン接種（予定）	10月	秋の定期検診 嘱託医による保健衛生指導
5月	胸部X線間接撮影 新型コロナワクチン接種（予定）	11月	インフルエンザ予防接種
6月	食中毒対策強化、 嘱託医による保健衛生指導	12月	冬季の健康管理 感染症対策強化
7月	食中毒対策強化 夏の健康管理	1月	冬季の健康管理 感染症対策強化
8月	夏の健康管理 防虫対策・食中毒対策強化	2月	冬季の健康管理 感染症対策強化
9月	防虫対策・食中毒対策強化	3月	冬季の健康管理 感染症対策強化
毎月	検温・血圧測定、 体重測定	毎週	定期通院（村上病院（火曜日）、 ひがし整形外科（木曜日））
嘱託医 診察	内 科（月2回） 精神科（毎月第1木曜日）	通年	水分補給 健康体操
歯科 健診	歯 科（年2回）	口腔 指導	歯科口腔衛生（年4回）

8 安全・防災管理

(1) リスクマネジメントの徹底

高齢者施設で発生頻度が高い利用者の転倒・誤嚥・無断外出等のリスクに対し、発生や影響を最小限にするため、マニュアルを整備し周知徹底を図るとともに、ヒヤリ・

ハット事例を分析するなど事故防止に努める。

(2) 交通安全対策

青森警察署の協力により、交通法規に対する理解を深めるため交通安全教室を開催する。また、日々の外出・通院時に注意を促すとともに、提示物での注意喚起や毎月の懇談会での話し合いをもち、意識の浸透を図る。

(3) 防災管理

利用者が安全で快適な生活ができるよう防災対策として次の事項を実施する。

- ① 日常的に火災の未然防止に心がけるとともに、非常事態における分担事項の徹底と利用者に対して、避難方法・災害防止・危険予防について周知徹底を図る。
- ② 消防署の指導の下に防災・避難訓練等を計画的に実施する。
 - ア 総合防災訓練の実施
 - イ 防災教室の実施
 - ウ 非常時における炊き出し訓練
- ③ 防災担当者による自主点検及び法定点検の実施により、予防の徹底を図る。
- ④ 掲示された避難経路図を基に避難誘導の迅速化を図る。
- ⑤ 地域住民の協力（安生園地域防災協力隊）による夜間避難訓練等を実施し非常時の備えに万全を期する。

9 ボランティア・実習等の受入れ

利用者との交流、施設への理解及び支援活動を推進するとともに、ボランティア育成のために積極的に受け入れるとともに、養成校等の実習生、職場体験学生の受入れに当たっては、「実習受入要綱」に基づいて受入れに協力することを基本とし、実習効果を高めるためのプログラムを設定し福祉人材の育成に配慮しながら指導の充実に努める。

II 訪問介護事業所「ヘルパーステーションあんじょう」

1 運営方針

在宅で生活している高齢者及び安生園利用者が、要支援又は要介護状態と認定された場合に、入浴・排泄・食事・通院等の「身体介護」、洗濯・掃除等の「生活援助」の支援、「通院等乗降介助」を行うことにより、その利用者が可能な限り居宅及び安生園において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように援助する。

また、そのために介護保険認定者の訪問サービスの利用希望に対して、いつでも即応できる体制づくりを図る。

2 重点事項

(1) 安定的経営基盤の確保

安定した経営に向け、人材の確保と離職防止に努め、月平均利用 65 名（前年比 8 % 増）を目指す。また、安生園利用者の潜在ニーズに着目し、サービス提供に繋げる。

(2) 職員の資質向上

毎月の事業所内研修及び外部研修の機会を多く持つことにより、ヘルパーとしてのスキルアップを図り、信頼される事業所を目指す。

3 事業概要

(1) 事業名 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業・福祉有償運送事業

(2) 概要

在宅で生活している高齢者及び安生園利用者で、要支援・要介護者に対して指定訪問介護計画等に基づき、入浴・排泄・食事・通院等の介助、洗濯・掃除等の日常生活に必要な支援を個別に訪問して実施する。

(3) 支援目標

- ① 指定訪問介護及び介護予防訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態にならないよう予防に資するように目標設定し、QOLの維持・向上を目指す。
- ② サービス利用計画に基づいた適切なサービスに努める。
- ③ 訪問介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に支援するとともに利用者又は家族（身元引受人）に対し、サービスの提供方法等について理解できるように説明する。
- ④ 常に、利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、信頼関係を築く。
- ⑤ 自ら提供する指定訪問介護等のサービスの質の評価を行い、常にその改善に努める。

4 職員の状況

職名	管理者 (サービス提供責任者)	サービス提供 責任者	支援員 (訪問介護員)	訪問介護員	計
人数	1	1	3	7	12

5 職員研修

職員の資質の向上と介護サービスの質の向上を目標に、より高度な専門的知識や進歩する介護技術の修得を目指すために自己研鑽を促すとともに、事業所内研修のほか、内外の研修を計画的に受講する。

Ⅲ 居宅介護支援事業所「居宅介護支援センターあんじょう」

1 運営方針

在宅で生活している高齢者及び安生園利用者が、要介護状態と認定された場合に、可能な限りその居宅等において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援する。

2 重点事項

(1) 安定的経営基盤の確保

要介護利用者のケアマネジメントを行い、月平均95件の利用者数を目指す。

また、人材の定着、確保を進め介護予防等のニーズに応えられる体制づくりを目指す。

(2) 職員の資質向上

外部研修等に参加するほか、事業所内研修や事例検討を重ねることにより、ケアマネジメントの質の向上を図り、選ばれる事業所を目指す。

3 事業概要

(1) 事業名 居宅介護支援事業

(2) 概要

介護保険において要介護状態と認定された方に対して在宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護者の心身の状況や環境、意向等を勘案して居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、当該居宅サービス計画に基づく在宅サービスの提案が確保されるよう、事業者等との連絡調整を行う。

また、市町村からの依頼による認定調査、介護保険認定の申請・更新等の申請代行や介護に関する様々な相談に応じる。

(3) 支援目標

① 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

② 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

4 職員の状況

職名	管理者 (主任介護支援専門員)	介護支援専門員	計
人数	1	3	4

5 職員研修

利用者へより良いサービスの提供、職員の資質の向上を図るため自己研磨を促すとともに、専門的部門での研修に参加する。

また、利用者に対する福祉サービスを中心とした職場内外の研修を計画的に実施する。

第4 障害者総合福祉センターなつどまり

1 運営方針

障害者総合福祉センターなつどまりの運営にあたっては、基本理念のもと、利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、その人らしい豊かな人生を自己実現できるよう利用者や家族等の思いに寄り添い支援に努めてきた。

令和3年度の運営にあたっては、引き続き法令遵守の徹底と権利擁護を推進するとともに、様々な社会資源等を活用しつつ、利用者が生きがいを持って楽しく、しかも安心して快適に日常生活や社会生活を営むことができるよう、家族や関係機関等と連携しながらさらに充実したサービス提供を行う。

また、経営基盤の安定を図るため、国の福祉施策をめぐる見直しや変更等の状況を的確に把握しながら、利用者確保及び職員の確保等に積極的に取り組むとともに、適正かつ効率的な財務管理に努める。

さらに、高齢や基礎疾患を有するなど、新型コロナウイルス感染症で重症化リスクの高い利用者が多く入所していることから、万全の感染予防対策に注力するとともに、家族との面会や大人数が集まる行事（なつどまり祭、地域防災訓練等）の見直しなど、新しい生活様式への対応に努める。

一方、新たに平内町地域生活支援拠点事業における相談機能（必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う）を担うこととなったことから、既存の委託相談支援事業とともに併せて取り組む。

2 重点事項

(1) 感染症の持込みや拡散防止の徹底

- ① 日常の感染症対策の徹底(非接触検温器等ウイルス対策キットの活用)
- ② 新型コロナウイルス予防ワクチン接種等の推進
- ③ 感染者発生時の旧館活用及び備蓄、備品の管理徹底

(2) 人材の育成及び定着

- ① 人事考課制度の運用を通じた人材の育成（定期的面談及び業務の進捗状況の把握と助言）

(3) 生活支援サービスの充実及び生活支援環境の整備・向上

- ① 家族との面会、外泊、行事等を見直しを含めた生活様式の改善

(4) 職員の健康管理と労務管理の徹底

- ① 活気あふれる職場づくり（挨拶の励行、笑顔での対応の徹底、5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の推進
- ② 総実労働時間の短縮（休暇の取得促進と時間外勤務の縮減）
- ③ 労災事故0件を目指す

3 職員の状況

所 属 (職員数)	所長	寮長	課長	主任	副主任	支援員	看護師	事務員	栄養士	運転員	専任 当直員	合計
総務課	1		1					2	2	1	3	10
しらかば寮		(1)※	2		7※	38						47
さつき寮		1		2※	4	21	1					29
合 計	1	1(1)	3	2	11	59	1	2	2	1	3	86

※所長はしらかば寮長(1)を兼務とし、しらかば寮副主任(7人)、さつき寮主任(2人)に看護師計3人含む。(さつき寮相談支援事業所はさつき寮として集計し、嘱託医は除く。)

4 職員研修

当法人の人材育成実施要綱及び施設内研修計画に基づいた研修を実施し、高い専門性や職級に応じたスキルを備えた職員を育成する。

特に、新任職員の早期戦力化に向け、新任職員育成プログラムを作成し実施するほか、施設全体でOJTを推進する体制に努める。

また、職員個々の資格取得研修を推奨し、人材育成に積極的に努める。

5 健康管理

健診(血液検査・心電図・結核検診・血圧測定・尿検査)や癌検診(30歳以上の女子利用者には子宮癌検診、20歳以上の女子利用者には乳癌検診、40歳以上の利用者には胃癌及び大腸癌検診)を実施しながら、嘱託医(精神科)や家庭との連携を強化し、疾病の早期発見及び早期治療に努める。

また、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の予防対策として、ワクチンの予防接種のほか、アルコール消毒、うがい、手洗い、マスク着用を含む咳エチケット及び室内の適度な湿度管理等の励行に努める。

なお、協力医療機関となっている青森県立中央病院とともに、緊急時には平内町立中央病院や嘱託医、家族等と連携し迅速に対応する。

6 食 事

食事は健康保持のため重要なものであり、施設生活における大きな楽しみの一つでもあるので、少しでも家庭的な雰囲気の中、楽しくゆっくりくつろいだ食事ができるよう配慮しながら提供する。

また、季節の食材を取り入れた多彩な献立や暦行事に合わせた行事食等の提供に努めるとともに、利用者の栄養・健康状態に着目した栄養マネジメントを実施する。

一方、嗜好調査や給食委員会において、利用者等の意見・要望を取り入れながら利用者の食生活の充実に努める。

7 安全・防犯・災害対策

(1) 安全・防犯対策

- ① 利用者の安心・安全な生活を維持するため、事故等の未然防止に努めるとともに、施設設備の保全に万全を期す。
- ② 事故発生時には迅速な対応及び職員間の連携が必要であるため、各種マニュアルの周知徹底を図るとともに、インシデント、アクシデントレポート等の速やか

な報告と内容の検討により対応策を講じる。

- ③ 外部からの不審者等侵入に対する危機管理の観点から、利用者の安全確保を最優先とした、危機管理体制マニュアル（不審者対応）の周知徹底を図るとともに、不測の事態を想定した不審者等に対する防御用具の使用方法及び対応・実技について専門機関（警察等）の協力を得て訓練を実施する。

（2）災害対策

- ① 新採用及び転入職員等に対し、非常時における対応について防災教育を行う。
- ② 消防・防災（風水害等）計画に基づいて消防訓練及び風水害等を想定した訓練を実施するとともに、地域防災協力隊や関係機関との連携強化を図る。また、防災及び関連設備、機器の取扱、使用方法について周知を図る。
- ③ 非常時の備蓄食品（水・食材）として、常時3日分を確保するとともに、保管にあたっては衛生面や備蓄食品を分散させておくなどに留意する。

8 実習・ボランティアの受入れ

地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つであり、積極的かつ計画的に受入れし、施設の機能をより発展させるようにする。

また、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力を行い、養成機関から依頼された実習については、県外、県内を問わず人材育成の見地からできる限り受入れする。

ただし、新型コロナウイルス等感染症の感染状況等を踏まえながら感染予防対策を最優先に取り組む。

9 地域社会との連携

地域に開かれた施設として、施設運営に関しても、さらに地域住民と連携し地域との交流促進に努める。

また、関係機関等と連携し、短期入所事業や日中一時支援事業、地域生活支援拠点事業を実施し、地域で生活する障害児者を支援する。

さらに、共生社会の実現と社会福祉法人の使命である社会貢献に積極的に取り組む必要があることから、多様化・複雑化が進む地域の福祉ニーズを的確に把握しながら対応していく。とりわけ、令和3年度においては、当センターで開催する研修会等への地域住民の参加を企画していく。

ただし、新型コロナウイルス等感染症の感染状況等を踏まえながら取り組む。

第4-1 障害者支援施設「しらかば寮」事業計画

【基本理念】

利用者一人ひとりが安心して、明るく楽しい生活が送れるように真心をもって支援します。

【基本方針】

- 1 利用者の立場に立って、一人ひとりの権利を守ります。
- 2 潤いと生きがいのある生活が送れるよう、よりそう支援や介護ケアを行います。
- 3 利用者、家族、職員が一体となり相互の幸せを目指します。
- 4 地域とのつながりを大切にし、信頼される施設を目指します。
- 5 いつも笑顔のある職場づくりに努めます。

1 運営方針

しらかば寮の運営にあたっては、寮の基本理念のもと、利用者に対する個人の尊厳と人権擁護に基づく倫理観の共有を図るとともに、利用者一人ひとりが安全に安心して心安らかに暮らせるよう、また地域社会の一員として日常生活を営むことができるよう、個々の能力や適性に応じたサービスの提供に努めてきた。

現在、しらかば寮の利用者は、重度・高齢化が進み、障害支援区分の5と6の割合が全体の87%（69人）を占め、特に加齢に伴う疾病や身体・認知機能等の低下が目立つ人が顕著になり、介護の度合いや通院・入院率が高くなっている。さらに、精神疾患や自閉症等多様な障害を伴った利用者の入所が年々増加傾向にあることから、令和3年度の運営にあたっては、利用者の権利擁護に積極的に取り組むとともに、障害特性に応じた、かつ虐待に至らないための支援スキルの向上や介護技術等の実践的スキル強化によるサービスの質の向上に取り組むことが喫緊の課題になっている。このため、令和3年度においても、職員の養成・スキルアップを積極的に実施するとともに、適切な支援サービスが提供できるよう施設内外において多様な研修の機会を設ける。

また、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、地域の医療機関との連携を重視しながら医療的ケアの充実を図るとともに、日中活動のプログラムの工夫や機能低下に対する予防的なケアに取り組むなど、より専門的支援や個別支援を充実する。

このほかに、経営基盤の安定化や利用者支援の充実を図るため、「人員配置体制（1.7対1人）」の条件を満たしながら、常に定員を充足できるよう積極的に施設の情報発信を行い、利用者の確保に努める。

一方、しらかば寮においては、感染症等に感染すると重症化のリスクが高い利用者を多く抱えていることから、特に新型コロナウイルス感染症に対しては、医療機関や行政機関等の指導に基づき、利用者・職員等への感染防止対策に努める。

また、令和2年度は、面会や一時帰省、外出等の行事を自粛や中止したことに伴い、利用者と家族との関係が疎遠になりがちな面があったことから、家庭を離れて生活している利用者の個人の尊厳と情緒の安定を図るために、電話や手紙等を利用した触れ合いの機会を増やすなどして家族との絆を深める。

加えて、コロナ禍における利用者のストレス解消と心身のリフレッシュを図るため、季節に応じた外出や買い物等、行事の見直しを進める。

2 重点事項

- (1) 重度・高齢利用者に対する支援の充実

- ① 外部関係機関との連携（コンサルテーションの利用）
 - ② 認知症介護基礎研修等の計画的受講の推進
 - ③ 介護・医療機関（PT）との連携強化及び機能低下予防の取組
- (2) 人材の育成及び定着
- ① 新任職員育成プログラムの実施
 - ② ICT・介護機器の導入等による業務の改善
 - ③ 各種会議及び勤務体制の見直し（夜間配置体制等）
 - ④ ユニット制による組織運営
- (3) 生活支援サービスの充実
- ① 各種マニュアルの整備
 - ② 日中活動（小グループ、個別活動）の充実
 - ③ アニマルセラピーの実施
- (4) 生活支援環境の整備・向上
- ① 介護食（ソフト食）導入に向けた検討
 - ② 男女比に合せた居住棟の見直し（ホーム替えの検討）
 - ③ ノーリフテングケア実践の検討

3 職員の状況

※なつどまり事業計画参照

4 職員研修

利用者に最良の支援を提供するとともに、福祉サービスの質の向上及び職員の資質向上を図るため、職場内研修会や研究発表会並びに専門研修として職場外研修についても計画的に取り組む。

また、職員個々の資格取得研修を推奨し、人材育成に積極的に努める。

5 行事

(1) 年間行事

月	内 容	月	内 容
4月	・定期健診	10月	・定期健診 ・ハロウィン
5月	・結核検診 ・花見会 ・防災訓練	11月	・たのしみっこ
6月	・大腸がん検診 ・大掃除 ・たのしみっこ (BBQ 等)	12月	・クリスマス会 ・冬季一時帰省 ・大掃除
7月	・七夕会 ・総合消防訓練	1月	・新年会
8月	・夏季一時帰省 ・納涼会 ・県障害者スポーツ大会	2月	・節分 ・防災訓練
9月	・長寿を祝う会 ・胃がん、乳がん検診	3月	・桃の節句

※個別外出（買物、旅行等）については、利用者、家族等の意向を尊重し、新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら随時実施する。

(2) 定例行事

内 容	回 数
・体重測定	毎月1回
・環境整備	毎月1回
・理容、美容	毎月3回
・晩酌っこ	毎週月・金曜日（夕食後）
・クラブ活動（書道）	毎月2回
・苦情相談受付（第三者委員）	毎月1回
・音楽療法	毎月4回（グループセッション3回 個別セッション1回）
・チェアヨガ	毎月2回
・アニマルセラピー	年4回
・精神科医診察	毎月1回
・内科医診察	毎月1回
・歯科医診察	毎月4回

※面会日については、新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら個別の面会のほか、新たにオンライン面会も導入する。

I 生活支援第一課・生活支援第二課

1 生活介護事業

(1) 定員 80人

(2) 概要

常に介護を必要としている方に対して、主に昼間に、入浴、排泄及び食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

生活支援第一課においては、障害が重く生活全般にわたって細かな支援を必要としている方に対しての支援を行う。

生活支援第二課においては、主に高齢期を迎えた方、あるいは身体機能の低下により介護が必要となられた方に対して、日常生活上必要な支援を行い、維持向上を目的として支援する。

(3) 支援目標

- ① 利用者一人ひとりの尊厳と人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援に心掛け、積極的に虐待防止、利用者の権利擁護推進に向けた取組を行う。
- ② 利用者のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、個々の利用者の障害特性に合わせた利用者本位のサービスの提供に努める。特に高齢により身体機能の低下や認知症疾患、医療的ケア等を必要とする利用者に対しては、日々の生活リズムを大切にしたりある支援や専門的ケアに努める。
- ③ 医療・看護ケア体制の充実により、利用者の感染症の予防及び疾病の早期発見・早期治療に努める。また、事故の未然防止の徹底を図るためにリスクマネジメント委員会を開催し対応策を検討し、再発防止に努める。
- ④ 利用者の住まいの場、日中活動の場として、潤いと生きがいのある日常生活が送れるよう個別、小グループでの余暇活動や外出計画等、一人ひとりの特性に配慮し

た多様なプログラムを用意し、合理的配慮のもと利用者の自己選択、自己決定を促し、良質かつ適切なサービス提供の実践に取り組む。

- ⑤ 利用者や家族等から寄せられた苦情、要望等については真摯に受け止め、苦情解決実施要綱に基づき迅速かつ誠意ある対応に努め、サービスの質の向上を図る。
- ⑥ 提供するサービスについて、自ら検証し改善するとともに、利用者及び家族等への情報提供による説明責任を果たしながら、事業運営の透明性の確保に努める。
- ⑦ 実習生、ボランティア等を積極的に受け入れるとともに、各種団体や地域行事への参加を通して地域社会との連携を図る。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染状況等を踏まえながら、当センターで行う研修会等への地域住民の参加を企画していく。

2 施設入所支援事業

- (1) 定員 80人
- (2) 概要

施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。生活介護などの日中活動と併せて、夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある方の日常生活を一体的に支援する。

また、生活支援第一課においては、障害が重い方、生活支援第二課においては、高齢期、あるいは身体機能の低下のため介護が必要な方に対して日常生活上必要な支援を行う。

- (3) 支援目標

生活介護事業の支援目標のとおり

※日常生活の場として、日中活動の支援との整合性を図りながら支援を行う。

3 短期入所事業

- (1) 定員 空床型
- (2) 概要

在宅生活において、その介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする障害者等に対し、短期間入所させ、入浴排泄及び食事の介護、その他の必要な支援を行う。

- (3) 支援目標

生活介護事業の支援目標のとおり

4 日中一時支援事業

- (1) 定員 2人
- (2) 概要

平内町の地域生活支援事業として、在宅利用者の家庭の介護負担を軽減するため利用者に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的訓練を行う。

第4-2 障害者支援施設「さつき寮」事業計画

【基本理念】

一人ひとりの個性や価値観を大切にし、地域社会と協調しながら、快適で安心できる生活を支援します。

【基本方針】

- 1 利用者とのコミュニケーションを大切にします。
- 2 気づきを大切にし、より良いサービスを提供します。
- 3 地域に信頼される施設を目指します。
- 4 いつも笑顔のある職場づくりに努めます。

1 運営方針

さつき寮基本方針に基づき、職員と利用者・家族が一体となり生き生きとした施設生活の創造を目指し、できる限り自立した生活を営む事ができるように、潤いと生きがいのあるサービスの提供に努める。

また、障害の多様化と高齢に伴う認知機能の低下（認知症傾向）や医療的配慮が必要な利用者、自閉傾向による行動障害のある利用者の増加に伴い、質の高いサービス提供及び支援体制の整備と専門的知識の取得のため、職員研修の充実に努める。

地域とともに歩む施設づくりを推進すべく、関係機関・団体等の連携、利用者・職員の地域との相互交流の機会を持ち、地域福祉の拠点としての機能強化と開かれた事業所としての充実に努める。

虐待防止については「なつどまり虐待防止対応規程」の継続的な周知徹底に努め、「虐待を絶対許さない施設づくり」を永続的に実現するとともに、利用者の権利擁護の推進と職員相互のリスクマネジメント意識の強化に努める。

目まぐるしく変化する障害福祉施策の変化に対応し、法令の遵守に努めるとともに、高い公共性、倫理性を旨とし、透明性と安定的な運営を目指す。

さつき寮で長年、実施していた「しいたけ生産事業」であるが、思うように収入が伸びず、ここ数年は赤字続きであったため、令和2年度末をもって廃止し、令和3年度、新たに「薪事業」（薪ストーブ用の薪生産）へ転換し、利用者工賃の安定的な支給持続に努める。

新型コロナウイルス感染防止に向けた取組として、利用者の健康状態や変化の有無等に留意し感染症対策を職員全員が再徹底する。

2 重点事項

(1) 重度化・高齢化への対応

- ① 各種研修会への参加
- ② 法人内施設（しらかば寮）実地研修

(2) 人材育成及び定着

- ① 新人職員育成プログラムの実施
- ② ICT・介護機器の活用に向けた検討

(3) 生活支援サービスの充実

- ① 日中活動の再編成に向けた検討及び見直し
- ② 余暇時間の充実
- ③ 利用者の健康状況把握と体調変化時の迅速な対応

3 職員の状況

※なつどまり事業計画参照

4 職員研修

- (1) 強度行動障害・自閉症・発達障害等の利用者の特性・支援技術に関する研修の参加推進に努める。
- (2) 障害福祉行政をはじめ、社会福祉に係る幅広い見識を高めるため、計画的に職員個々のニーズに沿った研修の参加推進に努める。
- (3) 職場研修においてはOJT（職場内訓練）・OFF-JT（職場外訓練）・SDS（自己啓発）の継続的な取組みと、職員個々の資格取得研修等を奨励する。

5 行事

(1) 年間行事

月	内容	備考
4月	・定期健診 ・花見会	
5月	・結核検診 ・防災訓練	
6月	・大腸がん検診 ・レクリエーション大会 ・利用者日帰り旅行 ・大掃除	
7月	・花火会 ・七夕飾り ・総合消防訓練	
8月	・夏季一時帰省 ・納涼祭 ・県障害者スポーツ大会(予定)	青森市
9月	・胃がん、乳がん検診 ・さつき交流会	
10月	・定期健診 ・紅葉狩り	
11月	・利用者忘年会	
12月	・クリスマス会 ・冬季一時帰省 ・大掃除	
1月	・初詣 ・新年会	
2月	・節分 ・防災訓練	
3月	・利用者慰労会	

※個別外出（買物、レクリエーション等）については、利用者等の意向を踏まえ

随時実施する。

(2) 定例行事

内 容	回 数
・朝会（利用者および職員参加）	毎週月曜日
・体重測定	毎月1回
・誕生会	毎月1回
・楽酒会	毎週土曜日
・理容・美容	毎月2回
・苦情相談受付（第三者委員）	毎月1回
・環境整備	毎月1回（4～11月）
・精神科、内科医診察	毎月1回
・歯科医診察	毎月4回

※個別の面会については、状況を踏まえて随時実施する。

I 生活支援課

1 生活介護事業

(1) 定 員 60人

(2) 概 要

主に日中において、介護を必要としている方に対して、入浴、排泄及び食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う。

生産活動は、4つの作業種目（クリーニング班、林産班、加工班、ゆとり加工班）を取り入れ、稼働日数、活動意欲などを考慮して工賃を支給し、活動意欲、日常生活の維持向上を目的として支援する。

(3) 支援目標

- ① 利用者一人ひとりの人権を尊重するとともに、本人の意向や選択を尊重して支援に努める。さらに「なつどまり虐待防止対応規程」を周知徹底し、虐待防止に努める。
- ② 利用者のニーズに沿った個別支援計画を作成し、その進捗状況を確認しながら、支援計画の見直しを含め弾力的・効果的な対応を図る。
- ③ 利用者の生活の場、日中活動の場として、楽しく潤いのある時間を過ごす事ができるように良質かつ適切なサービスの提供に努める。
- ④ 地域の各種団体や地域自治会の行事への積極的参加を通し、地域社会との連携を図る。また、実習生、ボランティアの受入れを積極的に進めていき、社会資源の開発と地域貢献を図る。（※実施に当たっては、感染症等の状況を踏まえ判断する）
- ⑤ 利用者の感染症の予防及び疾病の早期発見・早期治療に努める。また、リスクマネジメント意識の強化を図り、事故の未然防止、事故発生時の速やかな対応と再発防止に努める。
- ⑥ 利用者・家族等への情報提供に努めるとともに、寄せられた苦情要望等に対して業務の改善を図りながら迅速で誠意ある対応に努め、安心・安全なサービスに繋げる。

- ⑦ 利用者自らが生活する中で、自分たちのより良い生活を目指すために、エンパワメントの理念を尊重したサービスに努める。
- ⑧ 利用者の要望を受け入れながら、余暇時間の充実に努める。

(4) 活動内容

- ① クリーニング班
クリーニング作業を通して、働く喜びの実感と、身体を動かすことで心身の活性化を図る。
- ② 林産班
新事業として、焚付用薪の生産・出荷を通して、木の持つあたたかさやぬくもりを感じながら、身体を動かすことで心身の活性化を図る。
- ③ 加工班
軽作業（古紙選別、ホタテ網加工組立等）を取り入れ、身体を動かすことで心身の活性化を図る。
- ④ ゆとり加工班
身辺処理や排泄等の介護を中心に、軽作業（紙ちぎり、ホタテ網加工組立等）や個別活動(余暇、運動)を導入する。

2 施設入所支援事業

(1) 定員 60人

(2) 概要

主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。

日中活動と併せて夜間等におけるサービスを提供することで、日常生活を継続して支援する。

居住棟は男子棟と女子棟に分かれて、それぞれの棟内での活動を行うとともに、夜間におけるサービス提供を行う。

(3) 支援目標

生活介護事業と同様の支援目標とする。

3 短期入所事業

(1) 定員 空床型

(2) 概要

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等を対象に、入浴、排泄及び食事の介護、その他必要な支援を行う。

II 相談支援事業所なつどまり

1 運営方針

障害者及び障害児並びにその保護者一人ひとりの人権と意思を尊重し、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた相談支援の実施を目的とする。

利用者に対し心身の状況、その置かれている環境等に応じた利用者等の求める選択を基に、適切な障害福祉サービス等を、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供することを基本方針に据え、地域資源との連携及び地域資源の開発を図り、平内町を始めとす

る各市町村等との連携に努める。

2 重点事項

- (1) 関係団体との連携強化の継続
法人内外及び関係機関・団体との継続した連携の強化
- (2) 利用者のニーズに向けた相談支援
利用者の現状に配慮した具体的計画の作成
- (3) 年間における黒字収支の維持
利用件数の維持及び新規契約者の獲得による黒字収支の維持

3 職員研修

基となる職員育成計画を作成し、基本的にOJT、補足的にOFF-JTによる研修計画を組む。相談支援業務に係る研修等に参加し、自律的な行動ができる職員育成を目指す。また、職員本人からの希望で必要と認められた自己研修も職員育成計画に盛り込む。

4 行事

- (1) 会議
 - ① 相談支援事業所会議 月1回
 - ② 平内町地域ケア会議 月1回
 - ③ 平内町自立支援協議会 年1回

5 事業概要

- (1) 特定相談支援事業
 - ① 概要
障害者等からの相談に応じ、障害福祉サービスを利用するためサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。
 - ② 支援目標
 - ア 本人のニーズや多面的なアセスメントに基づく、具体性のあるサービス利用支援（サービス等利用計画の作成）を行う。
 - イ 各事業所に誤解なく、また効率よく計画や情報等を周知する。
 - ウ 概念的にも数値化された継続サービス利用支援（モニタリング）と、発展連続性のあるサービス利用支援を行う。
 - エ 関係機関とのスムーズかつ適正な連携、情報共有ができる関係を構築する。
 - オ 法人内関係機関とは中立公正な事業所立場を保持しつつ、綿密かつ効率的な連携を行う。
- (2) 障害児相談支援事業
 - ① 概要
障害児及び保護者からの相談に応じ、障害児通所支援サービスを利用するための障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。
 - ② 支援目標
 - ア 本人及び家族のニーズ、多面的なアセスメントに基づく障害児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成）を行う。
 - イ 各事業所に誤解なく、また効率よく計画や情報等を周知する。

ウ 概念的にも数値化された継続障害児支援利用援助（モニタリング）と、発展連続性のある障害児支援利用援助を行う。

エ 関係機関とのスムーズな連携、情報共有ができる関係を構築する。

(3) 一般相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援）

① 概要

長期入院・入所している障害者が地域生活へ移行するための支援や、地域移行支援後の一人暮らしをする障害者へのフォローアップや夜間を含む緊急時における支援を行う。

② 支援目標

ア 速やかに必要な事業所を紹介する。

イ 法律遵守。

ウ 事業によらず、柔軟な利用者支援を目指す。

6 平内町委託事業

(1) 相談支援事業

① 概要

平内町からの依頼要請により、障害児者等からの相談への対応、必要な情報提供や助言・障害福祉サービスの利用に係る支援、虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他権利擁護のために必要な支援等を行う。

② 業務内容

ア 福祉サービスに係る相談や助言

イ 社会資源や専門機関の紹介・情報提供

ウ ケアマネジメントの実施

エ ライフスタイル向上に向けた助言

オ 権利擁護に必要な援助の提案と促進

(2) 地域生活支援拠点等事業

① 概要

平内町で生活している障害児者の重度化や高齢化・親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れの際の対応、体験の機会・場の提供、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じ、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供を行う。

② 業務内容

ア コーディネーターとして、平内町役場や平内町登録事業所と連携し、利用者の緊急時の受入先の調整や手続き、その他必要な支援や相談等を行う。

イ 長期入院・入所、または親元からの自立を考えている障害者が、グループホームや通所事業所などを体験する機会・場の提供や調整を行う。

ウ 平内町自立支援協議会が主となる、地域課題の解決に向けた分析・検証を行う場への参加。

第5 青森県長寿社会振興センター

1 運営方針

平成31年4月19日に国立社会保障・人口問題研究所が公表した、青森県の総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は30.1%ですすでに3割を超えている。これは、全国平均（26.6%）よりも3.5ポイント高く、今後、本県の高齢化率は2045年までに16.6ポイント上昇し、46.7%に達し、おおよそ10人に5人が高齢者になると見込まれている。

この状況において、青森県長寿社会振興センターは、青森県長寿社会憲章の「すべての世代のための長寿社会」を念頭に置き、高齢者が孤立しないように、心身ともに健やかに住み慣れた地域において、元気にいきいきと暮らせる社会づくりの実現を目指すことを運営方針とする。

2 重点事項

- (1) あおもりシニアフェスティバルスポーツイベントでの新種目追加
- (2) 文化イベントに代わる世代間交流イベントの実施
- (3) 長寿な生活調査発信事業の内容の見直し及び充実を図る
- (4) シニアカレッジのコロナ禍での内容の充実とサテライト開催の検討

3 事業概要

- (1) 高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を推進する事業

- ① 第33回ねんりんピック（全国健康福祉祭）派遣事業

年齢や障害の有無に関わらず、誰もが共に支えあう地域共生社会の実現に寄与するために派遣する。

ア 会 期 令和3年10月30日（土）～11月2日（火）

イ 開 催 地 岐阜県（岐阜市ほか）

ウ 派遣種目等 スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会、文化交流会、その他（シンポジウム、美術展への出品）

エ 派遣人員 約103人（選手100人、事務局等3人）

- ② 第23回あおもりシニアフェスティバル（県健康福祉祭）開催事業

高齢者のスポーツ、文化活動等の祭典として、健康増進、社会参加及び世代間交流の促進を図り、みんなが輝いている長寿社会づくりを目的として開催する。

○世代間交流イベント

ア 開催日 令和3年9月26日（日）

イ 会場 カクヒログループアスレチックスタジアム

ウ 内容 世代間交流、シルバー展示作品等

エ 来場者数 約1,000人

○スポーツイベント

ア 開催日 令和3年9月26日（日）、9月19日（日）

イ 会場 新青森県総合運動公園、青森県武道館、青森ヤクルトスイミング、八甲田パノラマパークゴルフ場等

ウ 内容 ラージボール卓球、テニス、ソフトテニス、ゲートボール、ペタンク、弓道、剣道、グラウンド・ゴルフ、なぎなた、水泳、ターゲット・バードゴルフ、バウンドテニス、ウォークラリー、パークゴルフ、太極拳、ソフトバレーボール

- エ 参加人数 約 1.500 人
- 冬季スポーツイベント
 - ア 開催日 カーリングは 12 月上旬、スキーは 1 月下旬
 - イ 会場 カーリングは青森市スポーツ会館、スキーは大鰐温泉スキー場
 - ウ 内容 カーリング、アルペンスキー
 - エ 参加人数 それぞれ約 40 人

(2) 長寿な生活調査・発信事業

高齢者等の生活習慣・生活スタイル等を調査・収集した結果を紹介・広報し、県民の健康意識の向上に役立てる。

- ① 委員会の設置
 - ア 調査内容、掲載内容等について検討・調整するための委員会の設置
 - イ 編集委員 14 人程度（県内シニアライター、関係団体等）
- ② シニアライター基礎研修
 - ア 開催日 令和 3 年 7 月
 - イ 会場 県内 4 か所（青森市、三沢市、むつ市、深浦町）
 - ウ 内容 調査員を選任するための基礎研修
 - エ 参加人数 各会場 10 人程度
 - オ その他 令和 4 年 2 月フォローアップ研修会
- ③ 調査実施
 - インタビュー、アンケート形式で実施
- ④ 県民への発信・広報等
 - ア 機関誌「あすなる倶楽部」の発行（年 4 回 4.500 部）
 - イ ホームページへの掲載
 - ウ ラジオ放送での県民への周知

(3) 青森シニアカレッジ事業（高齢者の社会活動を振興するための指導者養成事業）高齢者に体系的な学習等の場を提供することによって、生きがいのある生活基盤の確立と健康の保持・増進に役立てるとともに、地域活動に意欲を持つ人材の育成を目的とする。

- ① シニアカレッジ開催
 - ア 5 月～翌 3 月まで計 18 日間開催。
 - イ 募集人員 100 人、県民福祉プラザ、青森市を会場に一般教養、健康と生活、地域と歴史文化、クラブ活動等を学習する。
- ② 通信講座の実施
 - 遠方で受講できない高齢者を対象に、ラジオ放送を使用し、シニアカレッジの講座を通信講座にて実施する。
 - ア 年 12 回 毎月最終土曜日（青森県高齢者情報 4 回含む）
 - イ 通信制定員 80 人
 - ウ 放映講座の開催（県内 3 会場 2 回※本会場含む）

(4) 仲間づくり事業（自主事業）

- ① 元気なシニア総合サポート事業
 - 仲間づくり支援相談員（センター職員が兼務）を配置して適切な支援・助言を行

うほか、健康づくり活動等を行うサークルの情報を収集し、ホームページや機関誌等でサークルを紹介したり、当センターの事業やあすなろ友の会等を通じて情報提供を行う。

② あすなろ友の会支援事業

当センターが組織化した高齢者自主活動組織「あすなろ友の会」の活動を支援する。

ア あすなろ友の会幹事会への支援

イ あすなろ遊学の旅への支援

ウ 各支部活動への支援

(5) 介護予防事業

1市1町から受託し、高齢者が要介護状態もしくは要支援状態となることの予防を目的として介護予防事業を実施する。

単に運動機能や栄養状態など、個々の心身の状況等の改善のみを目指すものではなく、個々の高齢者が周囲と交流を図り自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

状況により、教室型介護予防事業が実施できない際には、介護予防に関する知識や実践方法を個々に郵送する「通信型介護予防事業」を実施し、内容の充実に努める。

① 委託先 五所川原市、大鰐町

② 回数 五所川原市 48回、大鰐町 49回

③ 内容 運動機能の向上、栄養指導、口腔ケア、認知予防、閉じこもり防止、脳トレ、ニュースポーツや軽スポーツ等の通所型介護予防事業

④ 参加人数 五所川原市 80人、大鰐町 50人 ※募集は各市町で実施

4 職員研修

職員を一般財団法人長寿社会開発センターなどの関係団体が開催するリモート研修会及び資格取得研修に参加させ、資質の向上並びに自己研鑽に努める。

第6 青森県発達障害者支援センター事業計画

【基本理念】

発達障害がある方の乳幼児期から成人期にいたる各ライフステージにおいて、安心して生活することができるよう、生涯にわたる継続した支援を目指します。

繋ぐ（つなぐ）：地域のあらゆる社会資源と協働して支援します。

集う（つどう）：ご本人、ご家族、支援者が集い、みんなで考えみんなで支えていきます。

育つ（そだつ）：一人ひとりのニーズと個性を大切に、あらゆる社会参加と自己実現を支援します。

1 運営方針

発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。また、関係機関との連携強化等により発達障害児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、発達障害児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

県内3カ所の発達障害者支援センター（「ステップ」「わかば（津軽センター）」「Doors（県南センター）」）と協働し、県内の発達障害支援体制整備を促進する。

国、県、市町村及び北海道・東北ブロックの各発達障害者支援センター、全国の発達障害者支援センター等との情報交換と連携に取り組み、センター機能強化並びに職員の専門性とマネジメント力の向上を図る。

2 重点事項

(1) 地域の発達障害児者及びその家族の権利擁護、意思決定及び個人情報保護を尊重した支援の充実

① 地域の他機関との連携強化

- ・連絡協議会を1回以上開催する。
- ・各連絡協議会参加機関を、医療、保健、福祉、教育、司法等、多様な分野で構成する。
- ・医療相談利用目標を3件以上とする。
- ・ペアレントメンターによる傾聴事業を隔月開催し、目標件数を3件以上とする。
- ・職員の専門性の向上を目指し、各職員5回以上発達障害者支援に関する研修会を受講する。（外部研修会受講のほか、内部研修受講及び主催研修受講含む）

② 個人情報保護の徹底

- ・個人情報同意書を得る
- ・個人情報開示については、県の手続きを遵守する
- ・個人に関する情報の保管等、取扱いに留意する。

(2) 県内の他の発達障害者支援センターとの連携による地域支援体制整備の推進

① 年2回、3センター情報交換会を企画運営する。

② 県内センター職員が発達障害支援に関する学びを深める勉強会を年2回以上企画運営する。

(3) 地域の関係機関及び関係施設等の職員の人材育成を通じた地域の拠点作り

① 東青地区、及び下北地区で人材育成を目的とした支援者対象研修会を、年5回以上

開催する。

- ② 講師活動を年 20 回以上実施する。
 - ③ 機関訪問支援を年 10 回以上実施する。
 - ④ 医療従事者を主な対象とした研修会を年 1 回開催し、医師（歯科医師含む）10 人以上の受講を目標とする。
- (4) 地域住民への発達障害についての理解と普及啓発
- ① 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間を開催する。
- (5) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室、発達障害・情報支援センター、全国の発達障害者支援センター（特に北東北 3 県発達障害者支援センター）等との情報交換及び連携
- ① 全国発達障害者支援センター連絡協議会に参加する。（宮城県で開催）
 - ② 北東北 3 県発達障害者支援センター情報交換会、研修会を企画運営する。（青森県で開催）

3 職員の状況

社会福祉士、精神保健福祉士、心理士、教員（学校教諭、保育士、幼稚園教諭）等であって、発達障害児者支援について、相当の経験及び知識を有している者とし、倫理の遵守、自己研鑽を意識的に行う。

4 職員研修

発達障害児者への支援は、常に新しい知見を捉えることが重要であり、柔軟な思考と多様性が求められる。このことから、職員各自が積極的に情報収集に努め、先進地域の発達障害者支援センター、施設及び関係機関等の開催する研修会に積極的に参加し、専門性とマネジメント力の向上に努める。また、学び得た知識や研修成果を地域の関係機関に情報発信する等、能動的に行動し、情報共有を目指す。

5 行事

- (1) 定例的なもの
 - ① 発達障害啓発週間イベント（年 1 回）
 - ② 医療相談の実施 毎月第 2 木曜日の 15:00-17:00
 - ③ ペアレントメンターによる傾聴の実施 隔月第 3 水曜日の 10:00-12:00
- (2) 主催研修
 - ① 関係機関職員等支援者を対象とした実践研修会
 - ② 家族を対象とした研修会
 - ③ 医療従事者を対象とした研修会
- (3) 主催会議等
 - ① 青森・下北地域発達障害者支援連絡協議会
地域の支援体制の整備推進を図ることを目的とし、発達障害児者等に関わる関係機関や団体が連携して、地域の状況確認、課題検討を実施し、発達障害児者等に対する総合的な支援の在り方を協議する。

6 事業概要

- (1) 相談支援
 - ① 発達障害児者とその家族、関係機関からの相談に応じ、医療、保健、福祉、教育、

就労、その他のサービス機関の利用及び制度利用等に関する情報提供を行う。

- ② 相談内容に応じて、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関と連携して支援のコーディネーターの役割を果たす。

(2) 発達支援

- ① 地域の乳幼児健診事業を支援し、発達障害児の早期発見・早期療育・保護者の早期理解に努める。
- ② 特別支援連絡協議会への参加のほか、保育園・幼稚園・学校・事業所等への機関コンサルテーションを実施する等、関係機関へのサポートを実施する。
- ③ 本人をより理解するため、支援の立案に重要なフォーマルアセスメント及びインフォーマルアセスメントの普及を図る。

(3) 就労支援

- ① 発達障害者の方をその地域で支援するために必要な情報や支援等について、サービス機関の利用及び制度利用等に関する情報提供を行う。
- ② 就労関係機関等と連携して支援のコーディネーターの役割を果たす。

(4) 普及啓発・研修

- ① 普及啓発
 - ア 発達障害の理解が深まるよう、ホームページを利用して発達障害及び当センターの事業についての情報発信を行う。
 - イ 世界自閉症啓発デー・ブルーライトアップ及び発達障害啓発週間イベントを利用し、発達障害に関する普及啓発事業を東青地域、下北地域で行う。
 - ウ 関係機関職員及び一般を対象とした普及啓発研修会を行う。

(5) 発達障害者支援体制整備事業

発達障害児者について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、関係機関等と連携・協働し、県内の発達障害児者の福祉の向上を図る。

- ① かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業
 - 発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害児者等が日頃より受診する診療所の主治医、看護師等医療従事者を対象に、発達障害児者への対応力向上を目的とし、研修会を開催する。
 - ア 医師（歯科医師を含む）の受講 10 人以上を目的とする。
- ② 発達障害者支援地域連携強化事業
 - 県内遠隔地を主な訪問支援対象とし、各地域の行政（母子保健・福祉担当等）、相談支援機関等と協働しながら、各地域で相談支援を実施する。地域の相談支援の拠点作り及び、発達障害児者及びご家族の福祉の向上を目指す。
 - ア 県内遠隔地を主な訪問支援対象とし、各地域の機関（母子保健、教育、福祉等）と協働しながら、各地域で相談支援を実施する。
 - ・年間 10 回以上の訪問支援を目指す。
- ③ 発達障害児者支援スキルアップ研修事業
 - 発達障害の特性理解等の講義を中心とした研修のほか、実際の指導・支援に直結する実践的な研修を開催する。
 - ア アセスメントツール実践研修『Vineland-II 適応行動尺度』
 - 全てのライフステージに対応可能であり、発達障害児者の適応行動能力を評価できる Vineland-II 適応行動尺度を学び、個別支援計画の立案、現状の支援程度評価の課題整理（支援の質と量を判断する）に反映することを目的とする。

- ・20人の受講者を目指す。
- イ 公開講座
 - 地域住民及び地域の関係機関職員を対象とし、発達障害児者の特性理解と対応及び家族への支援を目的とした研修会を開催する。
 - ・100人の受講者を目指す。
- ウ CAREプログラム研修会
 - 子どもと大人のコミュニケーションに焦点をあてた演習中心の心理介入プログラムであり、対人関係に困難を抱えていたり、問題を呈している子どもと大人の関係を良好にするスキルを学ぶことを目的とし開催する。
 - ・16人の受講者を目指す。
- ④ 家族サポート応援事業
 - ア ペアレントメンター養成講座
 - 発達障害児者の家族を支援することを目的とし、発達障害を持つ子どもの親が、同じ経験を通り抜けてきた先輩として、後輩の親の心理的支援を行うペアレントメンターを養成する。
 - ・新規受講者3人以上を目指す（津軽地域で開催）
 - イ ペアレントメンターフォローアップ研修会
 - 養成研修を修了したペアレントメンターを対象とし、相談技術の質の向上を目的とする。
 - ・東青地区、県南地区で開催し、計5人以上の受講を目指す。
 - ウ ペアレントメンター登録制度
 - ・県内20人以上の登録を目指す。
 - エ ペアレントメンター事業検討会
 - 本事業の現状把握と課題の検討を行い、地域の発達障害児者支援施策としてさらに発展させ、地域に根付かせることを目的に、県、家族、学識経験者、その他の関係者でメンバーを構成し、実施する。
 - ・年1回実施する。
 - オ 家族支援連続研修会（研修会と茶話会を併せた構成とする）
 - ピアサポートの実施。発達障害児者の家族を対象とし、ご家族が孤立しないよう、ネットワークを構築すること、発達障害に対する知識、理解を深めることを目的とする。発達障害の特性理解、具体的な関わり方等についての研修会と、ペアレントメンターがコーディネートする茶話会を実施する。
 - ・東青地区、下北地区各2回開催する
 - カ ペアレントメンターによる傾聴
 - ピアサポートの実施。ペアレントメンターは個別面談を希望する保護者からの相談を受け、心的サポートを行う。
 - ・年間3件の実績を目指す。
- ⑤ 発達障害専門医療機関初診待機解消モデル事業
 - 発達障害者支援センターで「患者のアセスメント」及び「保護者へのカウンセリング」を実施することで、医師の「確定診断」等に要する時間を短くし、診断待機の解消につながり、発達障害児を早期に診断すること、早期からの介入につなげる。
 - 県内の初診待機が発生している医療機関と協働し、可能な限り初診待機者の解消を目指す。
 - ア 患者のアセスメント及び、保護者へのカウンセリングを、年間50件以上とする。

第7 ライフサポートあおば事業計画

【理 念】

共感・協働・共生

【基本方針】

私たちは、本人と家族の思いを大切にし、共に歩みます。

私たちは、支援の輪を大きくするため職員同士、そして関係者と協力し合います。

私たちは、みんなが普通に暮らしていけるよう地域との懸け橋になります。

1 運営方針

青森市内の3拠点（桜川地区・緑地区・松森地区）にて、障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）、等を実施し、主に未就学児から高校生までの直接支援（発達支援・自立支援）・家族支援・機関支援・地域支援を行う。

2 重点事項

(1) 支援力の強化・標準化

① 個別化の視点

お子さんの発達状況に合わせた適切な支援を提供するため、各ライフステージ（3事業所）の「発達のチェック」を行うツールを定め、個別に活用する。

② 支援の効果測定

自立支援の観点から、「できること」「できそうなこと」「難しいこと」の評価を定期的に行い、「できること」が個別場面、集団場面、事業所外の場面で可能かを確認し、効果測定する。

③ 支援効果の情報共有と引き継ぎ

事前の状態に対し、どんなアプローチ（環境調整・介入）を行い、その結果どのように変化したのか、を保護者・事業所内で共有する。

(2) 保護者向け交流機会の設定

保護者との意見交換・情報共有のための仕組みづくりを行う（保護者懇談会か、それに代わるイベント）。並行して、保護者と協働した子育てを実現するため、保護者向け学習機会の提供を行う。

(3) 地域のニーズに沿ったイベントの開催

地域における認知度向上、地域のニーズをより満たすため、令和2年度のアンケート調査結果を踏まえ、地域交流会の内容を検討し、情報発信の機会を設ける。

(4) 新規児童受入マニュアルの運用と見直し

新規児童受入れを円滑に行うため、現在使用している「新規児童受入マニュアル」について、①待機者がわかりやすい、②必要な情報がわかりやすい、③使いやすい、以上3つの観点から見直しを行う。

3 職員の状況

職 名	所 長	主任事務員	主任支援員	副主任支援員	支援員	計
職員数 (人)	1	1	1	2	14	19

4 職員研修

(1) 内部研修

① 教育・指導体制

職員個々への「人材育成計画」を作成。OJT・スーパービジョンを体系化する。
(ミーティング・会議・内部研修・個別面談含む。)

② 内部研修

職員向け内部研修を開催する。

月	テーマ	月	テーマ
4月	年度当初研修	9月	防災研修
5月	支援技術基礎研修①	10月	虐待防止研修
6月	支援技術基礎研修②	11月	支援技術実践研修
7月	支援技術基礎研修③	2月	～テーマ未定～

③ 研究発表

各事業所にてテーマ選定し、法人内等の研究発表会に向けて研究を進める。

ア デイサービスセンターあおば

「信頼のおける事業所・魅力ある事業所(仮)」

イ デイサービスセンターすこやか

「新規利用児童のアセスメント情報とその活用(仮)」

ウ チャレンジサポートすこやか

「就労事業所への移行に必要なこと(仮)」

(2) 外部研修

新型コロナウイルスの感染拡大状況を確認の上、感染リスクが少ないことを判断しながら受講させる。受講後、各支援会議等にて復命・内部研修を行う。

① 配置しなければならない職種の資格取得

児童発達支援管理責任者、防火管理者、衛生推進者講習等の受講。

② 加算に係る資格

強度行動障害支援者養成研修等の受講。

③ 事業の質に関わる事項

個別支援計画関連、発達／発達障害、人権擁護／虐待防止、リスクマネジメント、支援技術、地域づくり、人材育成、経理／会計、労務、障害福祉／児童福祉の動向等に関する会議・研修会の受講。

5 行事予定

(1) 年間行事

月	全体行事	季節の行事	各事業所
4月	全体会議		
5月	ふちあおば*	端午の節句	
6月	保護者懇談会		
7月	ふちあおば*	七夕	イベント週間① (デイすこやか・チャレンジ)
8月			イベント週間② (デイすこやか・チャレンジ)
9月	ふちあおば*		遠足(デイあおば)

	地域交流会		
10月	ふちあおば※ 苦情等解決・虐待防止委員会	ハロウィン	
11月	ふちあおば※		保護者見学会(デイあおば)
12月	ふちあおば※ 合同研究発表会	クリスマス	冬休みイベント (デイすこやか)
1月			冬休みイベント(デイすこやか) イベント週間③(チャレンジ)
2月	ふちあおば	節分	
3月		ひなまつり	卒園式(デイあおば)

※ふちあおば：地域の発達に気になるお子さんとその家族を対象に、関わり方の助言等を行う。

(2) 定例行事

内 容	回数・頻度
運営会議	1回/月
支援会議(ケースカンファレンス)	1回/月(事業所ごと)
避難訓練	1回/月(事業所ごと)

(3) 各事業所行事とその年間コンセプト

- ① デイサービスセンターあおば「“できた!”を増やそう」
季節感を体感できる各種活動・イベントを、「運動」「表現」「集団」などのテーマに沿って、“できた”を演出する。
- ② デイサービスセンターすこやか「“一緒に”楽しもう」
季節の行事を適宜取り入れるとともに、長期休業中は地域活動・創作活動(表現活動)などを設定し、“一緒に”できる工夫を取り入れながら提供する。(事業所外の同年代児との交流含む)
- ③ チャレンジサポートすこやか「見よう・知ろう・体験しよう」
季節の行事を適宜取り入れるとともに、主に学校休業日などを活用して、高校卒業後の地域生活を見据えた地域資源・公共機関の体験機会を提供する。

6 健康管理

感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、感染症対策委員会を設置し、感染力が強く重篤化が危惧される疾病(新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等)の情報収集を徹底し、指針(マニュアル)の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)を実施する。

7 安全・防災管理

利用されている児童及び家族が安心して利用できる事業所となるよう、以下の4点について取組を行う。

- (1) 感染症・災害発生時の業務継続に向けた計画(BCP)の見直し(年1回以上)
- (2) リスクマネジメントについての検討機会を設定(月1回以上)
- (3) 自主点検・法定点検の実施
- (4) 月1回の避難訓練実施(火災・地震・風水害・不審者侵入等を想定)

月	訓練内容	月	訓練内容
4月	火災発生	10月	火災発生
5月	感染症発生	11月	感染症発生
6月	風水害被害	12月	地震発生
7月	地震発生	1月	不審者侵入
8月	火災発生	2月	地震発生
9月	風水害被害	3月	火災発生

8 ボランティア・実習等の受入れ

外部からの視点を意識した支援者育成や、事業や障がいに関する地域の理解促進のために、地域からの学生等受入れを行う。また、各関係機関（青森市社会福祉協議会・大学・短大・専門学校・高校等）と連携し、受入要綱に基づき、積極的な受入れを行う。

9 地域との連携

共生社会・インクルーシブ社会の実現に向け、行政機関・関係機関（団体）・学校（大学・短大・専門学校・高校等）との連携・協働を行う。

10 事業概要

I デイサービスセンターあおば

(1) 事業名 児童発達支援・放課後等デイサービス（多機能型）・保育所等訪問支援

(2) 定員 10人／1日

(3) 事業概要

青森市やその近郊に住む発達支援を必要とする児童を対象に、本人のニーズ（発達段階・特性・生活環境など）に沿った支援計画を作成し、様々な活動や環境設定から、お子さんの発達を促す。事業所での活動提供と並行して、家庭や他機関への支援（家庭支援・機関連携・移行支援）を行う。

児童発達支援事業では未就学児を、放課後等デイサービスでは当事業所の児童発達支援を終了した発達障がい児（知的障がいを伴わない小学生）を主な対象とする。保育所等訪問支援では、主に当事業所の児童発達支援または放課後等デイサービスの利用児童を対象として実施する。

(4) 目標

① 契約者数 27 人以上の達成

事業所の経営状態改善のため、利用率を向上させることを目的とする。医療機関、行政機関、教育機関、他相談機関と情報共有を行い、指定障害児相談支援事業所と連携し、新規利用児童募集を行う。また、午後の枠においてもニーズに合わせた受入れを行う。

② アセスメント実施における事業所内での共通理解

事業所職員が、適宜アセスメントを行うことで、効果的な支援を実施することを目的とする。発達段階・指示理解・興味関心についてのアセスメントツールを用い、事業所内全職員が活用できるよう、マニュアルを作成する。

③ アクシデントの減少

職員の事故防止意識と対応力の向上を狙い、月 1 件以上のヒヤリ・ハット報告を目標とする。支援会議でのインシデント情報の共有及び対応策の検討を行う。

II デイサービスセンターすこやか

- (1) 事業名 放課後等デイサービス
- (2) 定員 10人／1日
- (3) 事業概要

青森市やその近郊に住む発達支援を必要とする主に小学生を対象に、本人のニーズ（発達段階・特性・生活環境など）に沿った支援計画を作成し、さまざまな活動や環境設定から、お子さんの発達や自立を促す。事業所での活動提供と並行して、家庭や他機関への支援（家庭支援・機関連携・移行支援）を行う。

(4) 目標

① 利用児童に対する発達支援の充実

利用児童とその家族が、事業所のサービス内容に満足できることを目的とする。発達段階・指示理解・興味関心についての情報、家族の要望を確認する。これらの情報をわかりやすく整理し、個別支援計画作成につなげるとともに、児童やその保護者への説明に活用する。

② 積極的な新規児童受入体制の構築

当事業所の支援を必要とする児童やその家族へ、事業所の情報を知ってもらうことを目的とする。医療機関・行政機関・教育機関・他相談機関へ情報発信を行い、指定障害児相談支援事業所と連携し、新規利用児童募集を行う。また、受入れに際してのアセスメントツール、フローチャートを確立する。

III チャレンジサポートすこやか

- (1) 事業名 放課後等デイサービス
- (2) 定員 10人／1日
- (3) 事業概要

青森市やその近郊に住む発達支援を必要とする児童を対象に、本人のニーズ（発達段階・特性・生活環境など）に沿った支援計画を作成し、さまざまな活動や環境設定から、お子さんの自立を促す。事業所での活動提供と並行して、家庭や他機関への支援（家庭支援・機関連携・移行支援）を行う。

(4) 目標

① 成人期事業所の体験利用

高校卒業後の進路選択を幅広いものにすること、成人期に必要なスキルのアセスメント機会を得ることを目的とする。その一つの手段として、法人内の成人期事業所とコラボレーションしたイベントを企画・開催する。

② 移行支援の実施

利用児童が新たなライフステージへ混乱なく移行するための体制づくりを目的とする。移行後の生活を想定し、移行前にすべきことを加えた個別支援計画を作成し、学校及び移行期間と共有する「移行支援会議」を開催する。（4ケース）

③ 介護ニーズの高い利用児童へのカリキュラム作成

介護ニーズの高い利用児童を受入れ可能にすることを目的とする。身辺介護や意思疎通、意思決定支援のための研修等を計画し、カリキュラム化を行う。

IV 障害児等療育支援事業（青森市との委託契約）

- (1) 事業名 障害児等療育支援事業

(2) 事業概要

当事業は、在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児及び発達障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ることにより、在宅障がい児（者）の福祉の向上を図ることを目的としている。

近年は、幼稚園・保育園・認定こども園など、お子さんの集団場面での環境的配慮や相談機関の紹介、高機能群の発達障がい児宅への訪問支援などのニーズが高まっている。

(3) 事業内容等

- ① 訪問による療育指導
- ② 外来による専門的な療育相談・指導
- ③ 療育技術の指導

第8 就労サポートセンターさつき事業計画

【理 念】

地域社会と協調し、創造力豊かなサービスをとおして、働く喜びを分かち合います

【基本方針】

- ・障がいのある方の「働きたい」を応援します
- ・利用者の皆様と職員が協働し、全員が成長できる組織になります
- ・変化には変化で対応し、サービスの提供を継続します
- ・小さな発想を大きく議論し合う多角的な視点を持ちます
- ・まず実行することで信頼を得られる努力をします
- ・地域の伝統や産業と協調して地域活性化に貢献します

1 運営方針

就労支援に特化した事業所として、就労継続支援A型事業、同B型事業、就労移行支援事業及び就労定着支援事業を実施し、利用者が地域において自立した生活を送るための支援と、一般就労へ向けた知識と技術をより一層向上させるサービスを提供する。

また、地域の産業の発展に貢献するような生産活動の展開と地域交流を促進し、数ある事業所の中から選ばれる事業所となるための特色として、「スポーツをとおして就労に適した体作りができる事業所」をスローガンに掲げる。特別支援学校におけるスポーツ活動によって培った身体能力を最大限に活かし、障害者スポーツ大会や各市町村が主催するマラソン大会等への参加など、スポーツシーンでの「活躍の舞台」を提供することで利用者の社会参加と自己実現を推進する。

経営目標は、「契約した利用者の利用率 90%以上」、「次年度新規利用者 2名の獲得」、「米収穫量前年（45,440 kg）比 5%増」、「薪販売総額前年（1,292,800 円）比 5%増」、「事業所の総収入額の 1割以上の収支差額」とする。

2 重点事項

(1) 利用者の獲得

① PR動画の作成

事業所のPR動画を作成し、見学に訪れた方々に視聴させるほか、感染症等対策により事業所を見学できない場合であっても配布して視聴してもらう。

② 利用者「女子会」の実施

令和2年度に実施した女子利用者獲得のための事業所視察結果を踏まえ、月2回の女子会を実施する。女子利用者獲得を目的として、保護者等のボランティアも活用し、女子利用者の視点の「創造力を発揮する時間」を設置する。

(2) 生産活動用設備の増備

日本郵便株式会社へ助成申請している米刈取用コンバインの購入が採択された場合、速やかに助成事業を執行し、令和3年産米の収穫から活用する。不採択の場合は、積立資産を取り崩してコンバインを増備する。

(3) スポーツ活動用設備の増設

令和2年度の全国的な感染症対策によりスポーツシーンに触れ合う機会が激減したため、基本計画に基づく筋力トレーニング用マシンを購入する時期ではない。よって、来る全国障害者スポーツ大会の全国制覇を目指し、公式競技の用具を事業所内に常設して、昼休み等の空き時間で気軽にプレイすることができる環境を整備する。

(4) 就労移行支援事業強化のための基盤づくり

より多くの利用者を確保することを目的として、一般就労を目指す利用者に利用してもらうため、就業・生活支援センター等との連携を密にすることで、一般就労させるためのノウハウを蓄積する。

(5) すこやか生活塾の開設

事業の導入期として、障害の有無を問わず、学習に励みたい方に対して、事業所の既存の機能を活用した「居場所の提供」と「将来の目標達成のための後方支援」を行う。また、平内町及び隣接市町村の教育機関からひきこもりや不登校児童等の情報収集を行う。

3 職員の状況

職名	所長	副主任 支援員	支援員	事務員	調理員	労務員	運転員	合計 (兼務)含まず
職員数 (人)	(1)	2	3	3	2	2	5	17

4 職員研修

(1) 支援技術の向上（障害特性に応じて利用者に支援するために必要な技術）

法人内の人材育成機能を最大限に活用し、利用者の特性に合った支援スキルの向上を目指す。特に障害者虐待防止法及び障害者差別解消法については、法制度の趣旨を踏まえ、定期的に意識啓発するとともに、他施設等の事案をもとに当事業所の事案ととらえて検証する。

(2) 生産支援技術の向上

各生産班の収益増を目指し、生産活動に従事するために必要な資格の取得及び研修を受講する。

(3) スポーツ関連研修

全職員が初級障害者スポーツ指導員資格を取得することを目指し受講する。

5 行事等

(1) 年間行事

月	レクリエーション（土日開所）	地域交流活動等
4月	◎夏泊半島海岸清掃及び茂浦地区清掃ボランティア ◎保護者懇談会	◎塩竈神社春祭り参列 ◎だいすき海岸運営協議会出席 ◎だいすき海岸清掃奉仕
5月	◎夜越山クロスカントリー大会 ◎春の大掃除 ◎春のBBQ体験 ◎浅虫水族館見学	
7月	◎夏のBBQ体験 ◎地引網体験	◎夏泊ほたて海道トンネルマラソン施設開放
8月	◎大運動会（当事業所主催） ◎県障害者スポーツ大会 ◎三沢航空科学館見学	◎だいすき海岸清掃奉仕 ◎だいすき海岸巡回
9月	◎AWボウリング大会 ◎ろっかぽっか温泉	

10月	◎スポーツ体験（ウォーキング）及び道の駅買い物ツアー（昼食：マクドナルド）	◎塩竈神社秋祭り参列
11月	◎スポーツ体験（ジャベリックスロー）及びアクセサリ作り体験 ◎大収穫祭（当事業所主催）	◎だいすき海岸清掃奉仕 ◎地域住民との意見交換会開催
12月	◎調理体験（ホットケーキ） ◎利用者忘年会 ◎年末大掃除	
1月	◎映画鑑賞 ◎AWボウリング大会 ◎スポーツ体験（サッカー）及び千羽鶴作り体験	◎茂浦町内会総会 ◎茂浦青年団権現舞訪問
2月	◎スポーツ体験（ソフトバレー）及びビーズ作り体験 ◎調理体験（餃子）	
3月	◎歓送迎会	

(2) 定例行事

内 容	回 数
朝会	毎日
体重測定 誕生日プレゼント贈呈 苦情相談受付（第三者委員）	毎月1回
利用者女子会	毎月2回

6 健康管理

インフルエンザ、ノロウイルス及びコロナウイルスなど発症性の高い感染症については、流行時期であるか否かにかかわらず、利用者への声掛け及び目視により検温するなど、早期発見及び蔓延防止に努める。また、昼食の量についても日々の支援の中で利用者の希望又は体調変化を察知し、適切に調整する。

7 安全・防災管理

(1) 送迎時及び利用者支援現場における安全管理

利用者支援の現場における事故の未然防止のため、危険個所の把握及び環境変化の情報伝達を確実にいき、絶対に利用者が負傷することのないよう最善を尽くす。公用車に利用者を搭乗させる送迎及び作業現場移動の際は「標準的な実施方法」を全職員で検討して職員間の共有を確実に行う。

(2) 火災及び有事の際の安全管理

消防訓練は年2回行うほか、行政及び地域が行う訓練には積極的に参加する。特に発生可能性の高い「風雪害」については、利用者へ注意喚起を定期的に行い、作業及び送迎時に予見しうる利用者及び設備への影響について、職員間で協議し共有する。

不審者への対応や鳥獣被害対応策についても、対応方法を随時協議し利用者や職員への被害防止に努める。また、大規模災害による交通遮断を想定し、事業所内において利用者自身が非常食を調理できるようにするための炊き出し訓練を、社会貢献学会青森支部と連携して実施する。

8 ボランティア・実習生の受け入れ

利用者支援又は生産活動支援のためのボランティアを積極的に受け入れていることを広報誌等で発信する。

実習生を受け入れることができる体制を整備したうえで、各学校に対し実習生受け入れのPRを行う。

9 事業概要

I 就労継続支援A型事業

(1) 定員 10人

(2) 概要

当事業所において雇用契約等に基づき就労する方に対して、次のサービスを提供する。

- ① 生産活動その他の活動の機会の提供
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- ③ その他の必要な支援

(3) 支援目標

【各事業共通目標】

① 利用者第一

利用者があるがままに受容し、利用者の利益を最優先に考え、利用者の立場に立ったサービスを行う。

② 説明と同意

事前に利用者に対して支援内容、支援計画等の必要な情報を適切な方法でわかりやすく説明し、同意を得たことを確認したうえで支援を実施する。

③ 自己決定の尊重

選択の幅を広げるために十分な情報を提供し、利用者が自らの目標を自ら定めることができるような支援を行う。

④ 信頼関係の形成

利用者及び家族と支援者との間に、例えば「頼りになる」「何でも話せる」関係を築く。

⑤ 自己理解の促進

自らの希望を明確化し、職業能力や労働市場などの情報を整理し、それらに関連づける作業を共に行い、自己理解が促進されるように支援を行う。

【就労継続支援A型事業目標】

① 職場定着を目的とした「生活支援」を家族への支援と併せて行うことで、利用者の就労生活の自立促進を図る。

II 就労継続支援B型事業

(1) 定員 15人

(2) 概要

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や就労経験のある方に対して、次のサービスを提供する。

- ① 生産活動その他の活動の機会の提供
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- ③ その他の必要な支援

(3) 支援目標

I 就労継続支援A型事業 (3) 支援目標【各事業共通目標】のとおり

(4) 生産活動

各班の作業技術の習得を通して、労働者意識の向上と一般就労を目指す。

① 農産請負班

水稻栽培及び薪生産作業等を行うとともに、作付け困難な水田の改修を実施する。また、請負作業としては、だいすき海岸施設施設錠業務及び漁業資材加工請負作業等を行うとともに、利用者の能力に応じたあらゆる新規生産活動へ貪欲に取り組む。

② 清掃請負班

事業所内清掃及び農産請負班の請負作業を合同で行う。

③ リサイクル班

空き缶プレス、生ごみ堆肥作り及びEM菌散布等を行うほか、薪生産作業を行う。

Ⅲ 就労移行支援事業

(1) 定員 6人

(2) 概要

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、次のサービスを提供する。

- ① 生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- ③ 求職活動に関する支援
- ④ 適性に応じた職場の開拓
- ⑤ 就職後における職場への定着のために必要な相談
- ⑥ その他の必要な支援

(3) 支援目標

I 就労継続支援A型事業 (3) 支援目標【各事業共通目標】のとおり

【就労移行支援事業目標】

- ① 職業準備性^{※1}向上の必要性に対する理解促進
職業準備性の向上の必要性と向上させるための方法について本人の納得を得る
- ② 職業情報の提供
職業や求職活動に関する情報を提供し、企業見学を含め、なるべく現実的な情報の提供に努める。
- ③ 働く当事者のモデルの提示
働くためのイメージの明確化ばかりでなく、意欲の喚起や自信の回復等にもつながるため、働く当事者の情報をその当事者から直接話をしてもらい機会を設ける。
- ④ 企業からのメッセージの提示
働くために必要なことや「やればできる」というメッセージを企業の側から伝えてもらう機会を設ける。
- ⑤ 企業での実習
職業準備性向上の最も効果的な手段であり、なぜこの職場で実習するのか、実習の目的を本人と支援者とで共有する。

※1 「職業準備性」：個人の側に職業生活を始めるために必要な条件が用意されている状態。

Ⅳ 就労定着支援事業

(1) 概要

就労移行支援事業及び就労継続支援事業を利用してから一般就労した障害者を対象とし、職場の定着を促進するために月1回以上利用者との面談や企業の訪問、関係機関との連絡調整等を実施する。

V 放課後子ども教室推進事業

(1) 概要

放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。これらの取組を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

VI すこやか生活塾事業

(1) 概要

障害の有無、年齢又は性別を問わず、日常生活に何らかのつまずきを感じている方や学習に励みたい方に対して、事業所の既存の機能を活用した「居場所の提供」と「将来の目標達成のための後方支援」を行う。

事業所の生産活動やイベント、また、元小学校である建物の利点と立地条件を活かし、低廉な価格で地域貢献を推進する。

第9 特別養護老人ホームすこやか苑事業計画

【基本理念】

家庭に近い環境の中で利用者一人ひとりの尊厳が守られ、心穏やかに自分らしく生活できるよう支援します。

【基本方針】

- 1 利用者一人ひとりの尊厳を尊重します。
- 2 家族とのきずなを大切にします。
- 3 地域とのつながりを大切にし、地域の高齢者福祉の拠点を目指します。

1 運営方針

- (1) 施設の基本理念と基本方針の実現に向けて、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者がその能力に応じ、自律した日常生活を営むことができるように支援する。
- (2) 利用者の権利擁護の推進にあたり、人権や尊厳に関する研修会や毎月の全体会議での振り返りを行う。
- (3) 地域や家庭との結びつきを重視し、青森市、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者、その他の保健医療及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (4) 介護予防短期入所生活介護における要支援者に対しては、要介護状態への移行軽減や未然防止のために介護予防を目的として日常生活上の支援を行う。
- (5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）において年間を通して、平均利用者数 28.0 人の維持を目指す。
- (6) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護において利用者の平均利用者数 8.5 人を目指す。

2 重点事項

- (1) ユニットケアの理念に基づいた個別支援の充実
 - ① 苑内行事の充実と個別活動における選択肢の拡充
 - ② 夏祭りや新年会など季節を感じられる行事の継続実施
 - ③ 個別の期待や要望、望む生活を実現できる施設サービス計画の充実
- (2) 医療的ケアの充実
 - ① 医療的研修（看取りケアも含む）の強化
 - ② 配置医師及び協力病院との連携強化
 - ③ 認定特定行為業務従事者（痰吸引）の育成及び登録喀痰吸引等事業者の登録
- (3) 職員の人材確保と定着
 - ① 法人事務局キャリア支援課と連携した人材確保
 - ② 職員研修の充実
(異動含め新任職員向け研修の内容充実とユニットリーダーの人材育成)
 - ③ ホームページの情報発信
- (4) 利用者の確保と経営改善
 - ① 居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者及び保健医療関係機関等との連携
 - ② 入所待機登録者の充実
- (5) 職場環境の改善

- ① 介護機器やノーリフティングケア導入・検討（委員会の継続）
- ② 腰痛予防対策・実施
- ③ ICT技術を活用した多職種連携強化

3 職員の状況

職名	施設長	医師	生活相談員	看護職員	介護職員	計
人数	1	1	1	3	23	37
職名	介護支援専門員	栄養士	機能訓練指導員	事務員	専任当直員	
人数	1	1	1	2	3	

※ 施設長・介護支援専門員は介護職員兼務。

4 職員研修

利用者の介護及び支援にあたり、専門職として質の高いサービスを提供するため、職員の資質向上を目指し自己研鑽を促すとともに、施設内外の研修を計画的に実施する。

[年間職員研修実施予定]

月	施設内	施設外
4月	新任者研修 (身体拘束虐待防止・リスクマネジメント・感染症・ハラスメントに関する研修) 救命救急研修① (緊急対応手順・AED使用方法に関する研修)	
5月	感染症対策研修①(食中毒に関する研修)	
6月	高齢者虐待防止・身体拘束廃止研修①	喀痰吸引研修(6～8月) ユニットリーダー研修(6月)
7月	リスクマネジメント研修①	実習指導者講習会
8月	外部講師研修(口腔ケアに関する研修①)	法人内施設実地研修(8～2月)
9月	外部講師研修(看取りケアに関する研修)	
10月	感染症対策研修② (インフルエンザ・ノロウイルス・新型コロナウイルス感染防止に関する研修)	ユニットリーダー研修(10月)
11月	救命救急研修② (救急時の観察項目・対応方法に関する研修)	
12月	リスクマネジメント研修②	安生園すこやか苑合同研究発表会 喀痰吸引実地研修(12～2月)
1月	高齢者虐待防止・身体拘束廃止研修②	
2月	外部講師研修(薬に関する研修)	
3月	研修委員会(企画研修)	

※ 新任者研修は、異動含め、新しく着任した職員が参加とする。(中途採用時は随時開催) 上記研修ほか、各委員会で企画した研修会を随時企画し開催する。法人で実施する研修会含め、各職員が年度内に1回以上施設外研修へ参加する。

5 行事

(1) 年間行事・クラブ活動

月	全体行事	ユニット行事	クラブ活動
4月	観桜会	お誕生日会	書道クラブ 音楽体操クラブ
5月	ドライブ外出① 防災訓練（火事・地震想定）	お誕生日会	書道クラブ
6月	ドライブ外出② カフェ 大掃除	お誕生日会	書道クラブ 創作クラブ
7月	ドライブ外出③ 防災訓練（水害想定）	七夕会 お誕生日会	書道クラブ
8月	夏祭り・居酒屋	お誕生日会	書道クラブ 音楽体操クラブ
9月	敬老会 ドライブ外出④	十五夜 お誕生日会	書道クラブ
10月	ドライブ外出⑤ ミニ運動会 防災訓練（火事・地震想定）	ハロウィン お誕生日会	書道クラブ 創作クラブ
11月	文化祭 カフェ	お誕生日会	書道クラブ
12月	大掃除	クリスマス会 お誕生日会	書道クラブ 音楽体操クラブ
1月	新年会	正月遊び お誕生日会	書道クラブ
2月	節分会	お菓子作り お誕生日会	書道クラブ 創作クラブ
3月	家族連絡会 おもひで上映会	ひな祭り お誕生日会	書道クラブ

※ 上記行事ほかユニット単位で開催できる行事については、随時企画する。

(2) 各種委員会等

委員会等	内容	開催頻度
運営推進会議	法で定められた構成員から、施設運営に対する評価を受け、また施設への要望や助言等を受ける。	2か月に1回
苦情解決協議会	利用者及び家族等からの各種苦情に対し、解決に向けて協議する。	3か月に1回
苦情解決第三者委員相談日	委嘱を受けた第三者委員が輪番で利用者からの苦情を受け付けるとともに相談に応じる。	毎月1回
リスクマネジメント・感染症対策委員会	利用者の安全確保のための事故予防や再発防止を検討し、施設全体のリスクマネジメントを行う。 感染症の予防及び感染防止対策を検討し、全職員へ周知する。	毎月1回 (3か月に1回以上)
虐待防止・身体拘束廃止委員会	利用者の人権と尊厳を擁護し、主体性を尊重した生活を確保するために高齢者虐待防止・身体拘束廃止に向けた対応を検討する。	3か月に1回以上

褥瘡・排泄ケア対策委員会	褥瘡の発生リスクの高い利用者に対して、その原因と症状、予防対策について検討する。 排泄ケアの技術向上と利用者の状態に応じたケアを検討する。	毎月1回
ノーリフティングケア推進委員会	介護機器やノーリフティングケア導入に向けた検討及び腰痛予防対策への普及・啓発を行う。	年5回
広報・ホームページ委員会	すこやか苑の情報を広報誌、ホームページ等により発信する。	年3回
防災委員会	防災対策について検討するほか、防災についての啓発、防災訓練を行う。	年3回
研修委員会	内部研修・研究発表に関する企画を立て、研修への充実を図る。(地域貢献も含む)	毎月1回

※ 配置医師からは、必要に応じて、会議・委員会前後に指導・助言を受ける。

6 健康管理

利用者一人ひとりの健康状態を把握し疾病の早期発見に努め、身体的・精神的に健康で安定した生活が送れるよう年間計画に基づき実施する。

感染症については、青森県感染症発生情報等を踏まえ、感染症対策委員会や看護師、配置医師と連携し、感染予防対策に努めるとともに、昨今の想定を超えた感染症等についても、常に情報を得る体制を確保し、関係機関と協力・連携し対応していく。

[年間保健衛生実施予定]

月	内 容	月	内 容
4月	健康診断（胸部X線・採血検査）	10月	
5月		11月	インフルエンザ予防接種 感染症対策強化（ノロウイルス・インフルエンザ） 冬季の健康管理強化（温度・湿度）
6月	食中毒対策強化	12月	
7月		1月	
8月	夏季の健康管理強化（水分等）	2月	
9月		3月	

※配置医師による保健衛生指導は随時実施。

入浴日他 随時	バイタルチェック (体温・血圧、spO2) 皮膚状態の確認	機能訓練	個別機能訓練計画書に沿って実施 ※短期入所は集団体操等実施
毎 月	体重測定	歯科協力医	口腔ケアに係る技術的助言及び指導(月1回)
配置医師 診察	毎週木曜日（13時～14時）	通 年	水分補給等

7 安全・防災管理

利用者が安全で快適な生活が送れるようリスクマネジメントを推進するとともに、防

災対策として次の事項を実施する。

- (1) リスクマネジメントによる介護事故防止等に取り組み、安全で信頼されるサービス提供と施設運営を目指す。
- (2) 防災担当者による自己点検及び法定点検の実施により予防の徹底を図る。
- (3) 日常的な火災発生の防止を心掛けるとともに、非常事態における役割分担の徹底と職員・利用者に対して避難方法について周知徹底を図る。
- (4) 消防署等の指導のもと、現実に即した実践的な防災訓練を計画的に年2回（1回目は地域防災協力隊との総合避難訓練、2回目は夜間想定での避難訓練）を実施するほか、非常災害を想定した避難訓練を年1回実施する。
- (5) 隣接する「養護老人ホーム安生園」が有する機能を活用し、災害時等の協力体制を整備し、加えて、近隣町内会等の協力を得た「安生園・すこやか苑地域防災協力隊」と連携を図り、地域住民と協力して非常時の備えに万全を期す。

8 地域（住民・ボランティア）との連携と地域貢献

- (1) ボランティア・地域住民との連携を深め、各行事や研修会への参加を進め、協働できる体制を構築する。
- (2) すこやか苑の持つ専門性や技術を研修や講座を通して、地域へ発信する。
- (3) 近隣大学や介護福祉士養成施設、ボランティア団体等との交流を積極的に行い、利用者の生活の質の向上を目指す。

9 実習生の受け入れ

介護福祉士・社会福祉士養成のための実習を始め、介護職員実務者研修受講者や大学における教職員過程受講者、及びハローワーク等を通じた就職支援にかかる体験実習の受け入れ体制を整備し、充実したプログラムを提供し、担い手の育成を積極的に行う。

10 利用者等に対する事業計画閲覧に関する方針

本事業計画書は毎年開催の家族連絡会にて配布するほか、運営推進会議での関係機関への配布、法人ホームページで閲覧が可能なことを周知し、透明性のある運営に努める。

I 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）

(1) 定員

29人 10人×2ユニット、9人×1ユニット

(2) 概要

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、常に介護が必要な方を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供する。明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家族との結び付きを重視した運営を行う。利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮する。また、各ユニットにおいて相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

(3) 支援目標

- ① 常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助、日常生活上の世話、機能訓練、年間行事・レクリエーション、その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適

切に提供する。

- ② 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ③ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ④ 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。利用者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- ⑥ 利用者の身体状況・栄養状況を踏まえ、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮した食事を提供する。
- ⑦ 協力歯科医との連携のもと、利用者の口腔ケアを実施し、口腔衛生の保持と誤嚥性肺炎の予防に努める。
- ⑧ 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

II 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

(1) 定員

10人 10人×1ユニット

※上記ほか、併設・空床利用型であるため、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における空きベッド利用可。

(2) 概要

居宅の要介護者等に一時的に施設利用していただき、居宅での暮らしに近い日常生活を行う観点から、利用者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中での生活できるスペースを備えたユニットケアを行う。また、高齢者の自律支援という視点に立って、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

(3) 支援目標

- ① 常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助、日常生活上の世話、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。
- ② 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ③ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ④ 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
- ⑥ 利用者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- ⑦ 利用者の身体状況・栄養状況を踏まえ、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮した食事を提供する。
- ⑧ 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う。

第 10 就労サポートセンターはくちょう事業計画

【基本理念】

地域の中で、自分らしく、生き生きとした生活を続けられるサポートをします。

【基本方針】

- 1 一人ひとりの「思い」を大切にし、生き生きとした生活を支えます。
- 2 利用者の持っている力を活かして「働く」「暮らす」を応援します。
- 3 利用される方も、職員も、地域社会も、皆が共に成長していくことを目指します。

1 運営方針

- (1) 障害者の権利擁護を推進し、利用者の意思決定に基づく多様性のある生活を実現するため、就労継続支援B型事業と共同生活援助事業を複合的に実施し、利用者が主体的に生活を送るためのサービスを提供する。
- (2) 就労継続支援B型事業では、持てる力を活かして働く喜びを実感できるよう、様々な作業から選択できる生産活動の体制を整備してサービスを提供する。
- (3) 共同生活援助事業では、社会資源を活用しながら、安心して地域での生活を続けられるよう、家族や関係機関等と連携したサービスの提供を行う。

2 重点事項

- (1) 利用者の特性に応じた支援体制の構築
 - ① 日課や提供する作業にストレスを抱える利用者に対して、個別の日課の設定や面談の実施を拡充させる。
 - ② 通院付添い等、医療機関等との連携促進を図る。
 - ③ 発達障害や精神障害への対応力向上のため専門機関と連携し、研修を実施する。
- (2) 安定的経営基盤の構築
 - ① 就労継続支援B型事業における利用率の向上を図る。
 - ア 年間平均利用率 95%以上（令和2年度 94%）を目標に掲げ利用を促し、延利用 5,250 件（前年 4,962 件）を目指す。
 - イ 欠席しがちな利用者に対して、健康状態の把握と心身不良時における個別対応の拡充を図り、通いやすい事業所作りを行う。
 - ② 施設外就労を積極的に実施し、年間 1,345 件、1,345 千円の福祉事業収益を確保する。
 - ③ 共同生活援助事業における入居人数の維持
 - ア 入居者数 18 人を維持し、年間総額 33,000 千円以上の収入を目指す。
 - イ 利用者の健康状況の把握を通じて、予期しない入院等が原因で退居に繋がらないよう、疾病の予防に努める。
 - ④ 令和2年度創設した共同生活援助事業における利用者負担額軽減制度の周知を図り、令和4年度に共同生活援助事業と併用する利用者獲得に向け、特別支援学校からの実習受入れを行う。
 - ⑤ 生活介護実施に向けた地域ニーズや利用者数等の情報収集を行い、実施の可否について可否判断を行う。
- (3) 共同生活援助事業における安定的運営体制の整備
 - ① 配食体制による集中調理については、食品衛生管理面から断念することとなったため、各ホームにおける世話人の調理を継続し、定期的に調理内容の振り返りを実施

する。

② 地域のネットワークを活用し、入居候補者リストの作成及び業務手順の標準化を図り、世話人の確保に向けた取組を推進する。

③ 老朽化しているホームについて、平内町内の物件情報を収集し、見込みのある物件については所有者等との協議を進める。

(4) 社会参加の促進

① 就労継続支援B型事業において利用者の会を設置し、利用者の意見や提案等を取り入れる機会を設け、利用者の意向に沿った魅力的な行事（開所日）を実施する。

② 安全に配慮しながら役務提供業務等の施設外就労を実施し、生産活動を通じて地域へ積極的に参画する。

③ 平内町内で行われるイベントや近隣の福祉施設等の行事については、地域の状況等を勘案して参加を検討するとともに、事業所の持つ資源・設備の開放等を通じて事業所に対する理解促進を図る。

3 職員の状況

職名	センター長	副主任支援員	支援員	事務員	世話人	調理員	合計
職員数 (人)	1	2	6	1	6	2	18

4 職員研修

内部研修や外部研修以外に、ICTを活用したオンライン研修を取り入れ職員の資質向上及び専門性の向上を図る。

(1) 新任職員育成研修プログラムのほか、職員個々の人材育成計画を作成し、それに沿った研修への受講、派遣を行う。

(2) 支援技術、虐待防止・権利擁護、リスクマネジメントについては定期的に内部研修を実施し、事業の質の向上を図る。

(3) 発達障害や精神障害、就業支援について専門機関と連携した所内研修を開催し専門性の向上を図る。

5 行事

(1) 年間行事

月	就労継続支援B型事業	土日等開所日	共同生活援助事業
4月	浅所海岸清掃ボランティア	1回	
5月	事業所説明会 利用者の会	4回	
6月	防災訓練（風水害等）		避難訓練
7月	避難訓練	2回	
8月	県障害者スポーツ大会 大掃除	3回	大掃除
9月		2回	
10月	浅所海岸清掃ボランティア	3回	
11月	避難訓練	2回	利用者旅行（日帰り）
12月	クリスマス大会 利用者忘年会	3回	避難訓練 大掃除

	大掃除		
1月	利用者の会 利用者新年会	3回	初詣（帰省者を除く）
2月	苦情等解決・虐待防止協議会 白鳥まつり	2回	
3月		1回	

※外出を伴う行事については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、所内行事へと変更することがある。

(2) 定例行事

内 容	回 数	備 考
◎体重測定 ◎誕生日プレゼント贈呈	毎月1回	就労継続支援B型事業のみ
◎苦情相談日（第三者委員）	毎月1回	

I 就労継続支援B型事業

(1) 定 員 20人

(2) 概 要

就労移行支援事業等を利用したものの、一般企業等の雇用に結びつかなかった方や就労経験のある方に対して、次のサービスを提供する。

- ① 生産活動やその他の活動の機会の提供
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- ③ より実践的な就労機会の提供（施設外就労支援）
- ④ その他必要な支援

(3) 支援目標

- ① 利用者の主体性を尊重し、持てる力を活かして働く喜びを実感できるサービスの提供を行う。
- ② 支援内容、支援計画について、利用者の実態に沿ったものを適切な方法、わかりやすい表現で策定し、説明を行い、同意を得て共に取り組む。
- ③ 生産活動だけでなく余暇活動の充実を図り、楽しみながら通所できる環境を提供する。

(4) 生産活動

作業を通じて労働に対する意欲及び作業技術の向上を図る。また、実践的な作業の場として施設外での就労の機会を提供する。施設外就労に従事した際の手当を創設し、メリハリのある作業提供体制を構築する。

- ① 清掃作業
地域の福祉施設や公共施設及び当事業所の一般清掃作業を行う。
- ② 加工作業
漁業資材加工作業（アゲピン刺し、ロープカット、養殖カゴの解体）を始め、企業からの加工請負（タオル折り加工、シール貼り、ホタテ貝殻連結等）の作業を行う。
- ③ その他の作業
除草及び除雪作業等の作業請負のほか、ほやランプ等独自・連携商品の製造・開発を行う。

Ⅱ 共同生活援助事業

(1) 定員 19人

	名 称	定員	備 考
1	第1スワンハイム	7人	一戸建て
2	第2スワンハイム	6人	一戸建て・夜間支援体制
3	第3スワンハイム	6人	一戸建て

(2) 概 要

地域で共同生活を営む利用者に、食事の提供や金銭管理、健康管理等、日常生活上の援助や相談を行う。

(3) 支援目標

- ① 利用者の主体性を尊重し、家庭的な雰囲気を利用者個々のニーズに応じた支援を提供する。
- ② 利用者の将来利用する事業やサービスについて、情報提供を行い、事前に意向確認を行い、必要時にはスムーズな生活移行が出来る体制を構築する。
- ③ 老朽化した建物については、利用者の特性、心身状況に合わせた必要な改修、修繕を都度実施するとともに、移転に向け不動産物件の情報収集を行う。